

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

1 概況

(1) 経済の動向

1993年の世界経済は、途上国において高い成長が続いたものの、先進国の経済の回復が遅れたため、全体としての成長は比較的緩やかなものとなる見込みとなった。世界経済の実質成長率は、国際通貨基金(IMF)の93年9月時点の見通しによれば、92年1.7%の後、93年は2.2%と見込まれている(表1-1-1)。

グループ別にみると、先進国の成長率は、OECDの93年12月時点の見通しによれば、93年は1.1%と、年初の予想に反して前年(1.7%)を下回る見込みである。主要国の状況を見ると、アメリカ、カナダ及びイギリスでは順調な景気拡大が続いたが、日本、ドイツ、フランス及びイタリアでは景気は停滞した(図1-1-1)。

一方、途上国の成長率は、IMFの見通しによれば92年の5.8%から93年は6.1%に上昇すると見込まれている。このうち、アジア諸国は、中国を始めとして高成長を維持しており、中南米諸国はブラジル経済の回復などから成長率が高まっている。

また、旧ソ連・東欧諸国の成長率は、92年15.4%減の後、93年は10.2%減と、マイナス幅が縮小する見込みである。ロシアでは、急進的な経済改革に伴う混乱等から92年以降工業生産の大幅な低下が続いているが、ハンガリー、ポーランドなどでは生産の回復が進んでいる。

なお、94年の世界経済の成長率は、先進国及び旧ソ連・東欧諸国の成長率の高まり等から、3.2%と、93年を1ポイント上回る見通しとなっている。

表1-1-1 世界経済の動向と予測

表1-1-1 世界経済の動向と予測

(前年比：%)

区 分	1991年	92	93 (見込み)	94 (予測)
実質GDP成長率				
世界計	0.6	1.7	2.2	3.2
先進国	0.8	1.7	1.1	2.1
主要7カ国	0.8	1.8	1.2	2.1
その他	0.9	1.3	0.4	1.7
途上国	4.5	5.8	6.1	5.5
アフリカ	1.6	0.4	1.6	2.6
アジア	6.1	7.8	8.7	7.1
中東・ヨーロッパ	2.4	7.8	3.4	4.6
中南米等	3.3	2.5	3.4	3.5
旧ソ連・東欧諸国	△12.0	△15.4	△10.2	△1.1
中東欧	△12.6	△9.1	△1.8	1.9
旧ソ連	△11.8	△17.8	△13.7	△2.4
世界貿易数量	2.4	4.6	3.0	5.0

資料出所：先進国以外は、IMF「World Economic Outlook」(93年9月)
先進国は、OECD「Economic Outlook 54」(93年12月)

注1 ドイツは全ドイツ。

2 旧ソ連の数字は、モンゴルを含む。

3 IMFによる先進国の成長率(見通し)は、92年1.7%、93年1.1%、94年2.2%であり、OECDのそれとほぼ同じになっている。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

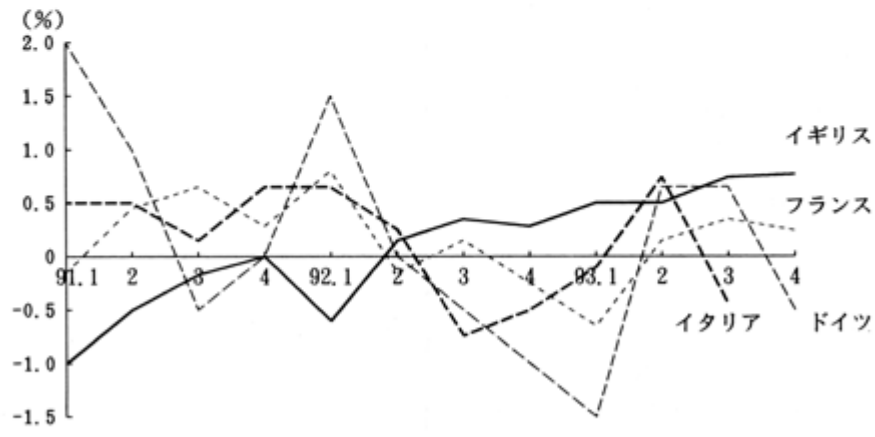
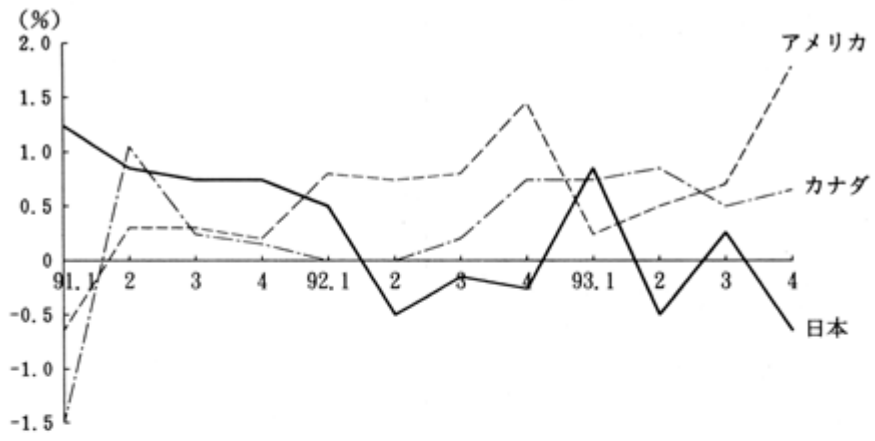
1 概況

(2) 雇用・失業の動向

先進国の雇用失業情勢は、1993年はアメリカなど一部の国で改善が見られたものの、ほとんどの国特にヨーロッパ諸国では、景気の低迷を反映して引き続き悪化傾向で推移した。OECDの93年12月時点の見通しによれば、OECD諸国全体の就業者数は93年も減少を続け、失業率は92年の7.8%から93年は8.2%に上昇する見込みとなっている(表1-1-2)。主要国についてみると、アメリカでは失業率は92年央に低下に転じ、93年も低下を続けた(図1-1-2)。イギリスは、93年初めをピークに失業率が低下に転じたが、94年初めの時点でも10%近い高水準にある。ドイツ、フランス、イタリア等は失業率が上昇傾向で推移した。94年については、ドイツ、フランス、イタリアについてはさらに悪化し、アメリカ、イギリス、カナダについては引き続き改善する見通しとなっている。

図1-1-1 主要先進国の実質GDP成長率の推移

図1-1-1 主要先進国の実質GDP成長率の推移



資料出所：各国政府資料
 注 1 季節調整値の前期比
 2 ドイツは、旧西ドイツ地域。
 3 日本、フランスの93年10～12月期は速報値。

表1-1-2 OECD諸国の経済成長率、就業者数、失業率の推移と予測

表1-1-2 OECD諸国の経済成長率、就業者数、失業率の推移と予測

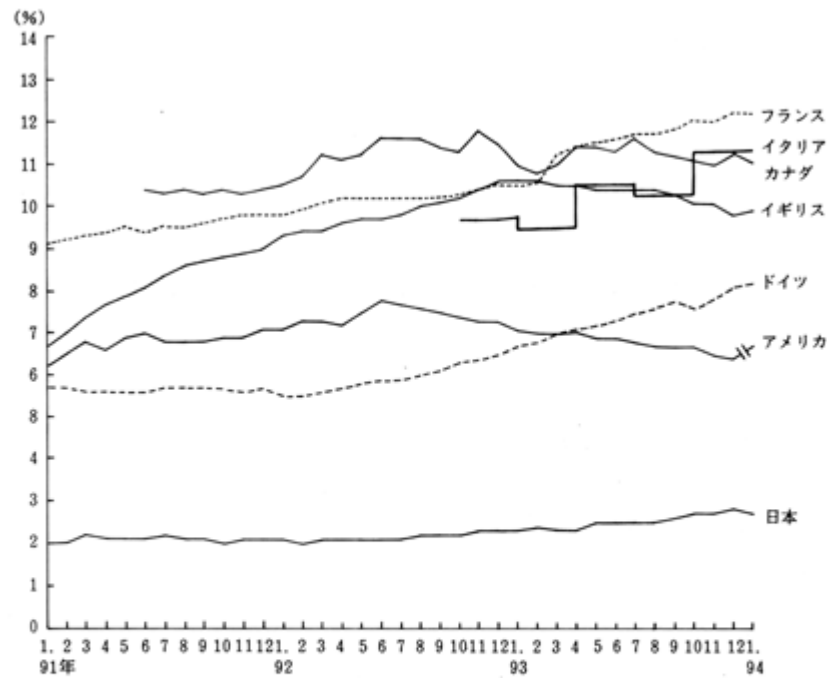
区 分		1990年	91	92	93 (見込み)	94 (予測)
実 質 経 済 成 長 率	OECD計	2.5	0.8	1.7	1.1	2.1
	主要7カ国	2.4	0.8	1.8	1.2	2.1
	アメリカ	1.2	△0.7	2.6	2.8	3.1
	日本	4.8	4.0	1.3	△0.5	0.5
	ドイツ	5.7	4.5	2.1	△1.5	0.8
	フランス	2.5	0.7	1.4	△0.9	1.1
	イタリア	2.1	1.3	0.9	△0.1	1.7
	イギリス	0.5	△2.2	△0.6	2.0	2.9
	カナダ	△0.2	△1.7	0.7	2.5	3.7
	他のOECD諸国	3.3	0.9	1.3	0.4	1.7
OECD諸国	3.1	1.5	1.1	△0.3	1.4	
就 業 者 数 増 減 率	OECD計	1.3	0.0	△0.3	△0.3	0.6
	主要7カ国	1.2	0.0	△0.1	0.0	0.7
	アメリカ	0.5	△0.9	0.6	1.4	1.8
	日本	1.9	1.9	1.1	0.7	0.5
	ドイツ	3.0	2.6	△1.7	△2.3	△1.7
	フランス	1.0	0.1	△1.0	△1.2	△0.4
	イタリア	1.8	0.9	△0.6	△3.8	△0.8
	イギリス	0.3	△3.2	△2.7	△1.0	1.1
	カナダ	0.7	△1.8	△0.8	1.3	2.1
	他のOECD諸国	1.8	0.0	△0.8	△1.3	△0.1
OECD諸国	1.7	0.3	△1.5	△2.1	△0.6	
失 業 率	OECD計	6.3	7.1	7.8	8.2	8.5
	主要7カ国	5.7	6.6	7.3	7.3	7.5
	アメリカ	5.5	6.7	7.4	6.9	6.5
	日本	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9
	ドイツ	6.0	6.7	7.7	8.9	10.1
	フランス	8.9	9.5	10.4	11.7	12.4
	イタリア	11.5	11.0	11.6	10.2	11.1
	イギリス	5.9	8.3	10.0	10.3	10.0
	カナダ	8.1	10.3	11.3	11.2	11.0
	他のOECD諸国	8.2	8.7	9.7	11.4	12.1
OECD諸国	8.7	9.2	10.3	11.3	12.0	

資料出所：OECD「Economic Outlook 54」(93年12月)

- 注1 失業率は、就業者数と失業者数の合計を分母とした就業者ベースの失業率。各国で通常公表されている失業率とは算出方法が異なる場合がある。
- 2 ドイツの経済成長率及び就業者数増減率は、91年までは旧西ドイツ地域の数値で、その後は全ドイツの数値。失業率は、同様に90年までは旧西ドイツ地域の数値。
- 3 イタリアの就業者数増減率及び失業率は、93年以降の数値はそれ以前と定義が異なるため比較はできない。

図1-1-2 主要先進国の失業率の推移

図1-1-2 主要先進国の失業率の推移



資料出所：各国政府資料

注1 季節調整値。ただしイタリアは原数値。

2 ドイツは、旧西ドイツ地域。

3 各国の算出方法に違いがあるので、失業率の水準を厳密に比較することはできない。

ロシア及び東欧諸国では、失業情勢は総じて引き続き悪化した。ロシアでは、公表されている失業者数は低水準であるが、徐々に増加しており、また、国営企業の過剰人員を含めた潜在的失業者数はその10倍を超えと言われている。東欧諸国については、国営企業の民営化に伴うリストラクチャリングの本格化等を反映し、全体として悪化が続いたが、一部に失業率が低下又は上昇が緩やかになっている国も見られる。

アジア諸国の雇用失業情勢は、国によってかなり異なっている。NIEs(注1)では、92～93年に失業率の上昇が見られた国もあったが、いずれも失業率は1～2%台と低い水準であり、引き続き労働力不足基調で推移している。マレーシアでも労働力不足が広がりつつあり、失業率は年々低下してきている。タイ、インドネシアでは、高技能労働者の人材不足が大きな問題となってきているが、未熟練労働者を含む全体では、依然として多くの過剰労働力が存在している。フィリピンは特に91年の湾岸危機後中東から多数の出稼ぎ労働者が帰国したこともあり、アセアン諸国の中では失業率が高いが、92年、93年とやや低下した。中国では、農村部に多数の過剰労働力が存在するほか、国有企業の人員削減の影響等から都市部の失業率がやや上昇している。

(注1)

新興工業経済群。韓国、台湾、香港及びシンガポールを指す。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

2 北アメリカ

(1) アメリカ

経済は、1990年半ば以降景気後退に入ったが、91年1～3月期を底に回復に転じた。その後の回復は緩やかで、特に当初1年余りの間は2度にわたって停滞感がみられたが、92年後半に入り、内需の拡大に支えられて自律的な回復過程が定着してきた。実質GDP成長率は、92年に2.1%増(前年1.2%減)となった後、93年は2.9%となった。四半期別には、1～3月期が前期比(年率)0.8%、4～6月期1.9%、7～9月期2.9%、10～12月期7.5%であった。

雇用失業情勢は92年後半から改善し始め、93年も緩やかながら改善した。就業者数は、90年10月以降減少していたが、92年後半から増加傾向に転じ、92年に前年比0.1%増の1億1,760万人となった後、93年は1.5%増の1億1,931万人となった。同様に、非農業雇用者数も90年8月以降減少したが、92年後半から増加傾向に転じ、92年に前年比0.1%増の1億852万人となった後、93年は1.5%増の1億1,017万人となった(表1-1-3)。産業別にみると、92年に雇用者数が増加したのは、小売業(前年比0.3%増)とサービス業(前年比2.5%増)のみであったが、93年には、建設業2.3%増、運輸業0.02%増、卸売業1.1%増、小売業2.0%増、金融・保険・不動産業0.5%増、サービス業1.0%増と、鉱業と製造業を除くすべての産業で雇用者数は増加に転じた。製造業についても、92年の2.0%減から93年の1.3%減へと改善がみられ、93年10月以降は増加が続いている。

表1-1-3 アメリカの産業別雇用者数の推移

表1-1-3 アメリカの産業別雇用者数の推移

(千人、%)

	1988	89	90	91	92	93 p
非 農 林 業	105,210(3.2)	107,895(2.6)	109,419(1.4)	108,256(△1.1)	108,519(0.2)	110,171(1.5)
第 二 次 産 業	25,125(1.8)	25,254(0.5)	24,905(△1.4)	23,745(△4.7)	23,142(△2.5)	22,974(△0.7)
鉱 業	713(△0.6)	692(△3.0)	709(2.5)	689(△2.8)	631(△8.4)	599(△5.1)
建 設 業	5,098(2.8)	5,171(1.4)	5,120(△1.0)	4,650(△9.2)	4,471(△3.9)	4,573(2.3)
製 造 業	19,314(1.7)	19,391(0.4)	19,076(△1.6)	18,406(△3.5)	18,040(△2.0)	17,802(△1.3)
うち 鉄 鋼	-(-)	-(-)	276(-)	263(△4.7)	250(△4.9)	238(△4.8)
電 機	-(-)	-(-)	1,673(-)	1,591(△4.9)	1,526(△4.1)	1,514(△0.8)
輸 送 機 器	-(-)	-(-)	1,989(-)	1,890(△5.0)	1,822(△3.6)	1,727(△5.2)
第 三 次 産 業	80,086(3.6)	82,642(3.2)	84,514(2.3)	84,511(△0.0)	85,377(1.0)	87,197(2.1)
運 輸 公 益 業	5,514(2.8)	5,625(2.0)	5,793(3.0)	5,762(△0.5)	5,709(△0.9)	5,710(0.02)
卸 売 業	6,030(3.1)	6,187(2.6)	6,173(△0.2)	6,081(△1.5)	6,045(△0.6)	6,114(1.1)
小 売 業	19,023(3.3)	19,475(2.4)	19,601(0.7)	19,284(△1.6)	19,346(0.3)	19,734(2.0)
金融・保険・不動産業	6,630(1.5)	6,668(0.6)	6,709(0.6)	6,646(△0.9)	6,571(△1.1)	6,605(0.5)
サ ー ビ ス 業	25,504(5.8)	26,907(5.5)	27,934(3.8)	28,336(1.4)	29,053(2.5)	30,193(1.0)
公 務	17,386(2.2)	17,779(2.3)	18,304(3.0)	18,402(0.5)	18,653(1.4)	18,841(1.0)

資料出所：アメリカ労働省「Employment and Earnings」

注1 ここていう雇用者は、事業所調査によっており、第二次産業の場合は生産労働者、第三次産業の場合は非監督的労働者をいい、労働力調査（家計調査）に基づく雇用者とは異なる。

2 運輸・公益業（Transportation and public utilities）は、鉄道旅客・輸送業、トラック輸送・倉庫業、天然ガスを除くパイプライン、通信、電機・ガス・衛生サービス業の五つの中分類からなっている。

3 () 内は、前年比。

一方、失業の動向をみると、失業者数、失業率ともに、90年半ば以降増加(上昇)したが、92年6月をピークに減少(低下)に転じ、失業者数は、92年に前年比11.4%増の938万人となった後、93年は6.9%減の873万人となった(表1-1-4)。失業率は、92年後半から93年末にかけて緩やかながらも着実に低下し、92年は7.4%、93年は6.8%となった。

表1-1-4 アメリカの年齢階層別失業者及び失業率(非軍人)の推移

表1-1-4 アメリカの年齢階層別失業者数及び失業率(非軍人)の推移

(千人、%)

	計			男 子			女 子		
	1991	92	93	1991	92	93	1991	92	93
計	8,426 (6.7)	9,384 (7.4)	8,734 (6.8)	4,817 (7.0)	5,380 (7.8)	4,932 (7.1)	3,609 (6.3)	4,005 (6.9)	3,801 (6.5)
16～19歳	1,290 (18.6)	1,352 (20.0)	1,296 (19.0)	709 (19.8)	761 (21.5)	728 (20.4)	581 (17.4)	591 (18.5)	568 (17.4)
20～24	1,477 (10.8)	1,546 (11.3)	1,421 (10.5)	849 (11.7)	884 (12.2)	808 (11.3)	628 (9.8)	662 (10.2)	613 (9.6)
25～34	2,416 (6.8)	2,662 (7.6)	2,358 (6.8)	1,360 (7.0)	1,508 (7.8)	1,319 (6.9)	1,057 (6.7)	1,154 (7.3)	1,038 (6.7)
35～44	1,690 (5.1)	1,941 (5.8)	1,862 (5.4)	971 (5.4)	1,095 (6.0)	1,029 (5.6)	718 (4.8)	845 (5.5)	833 (5.3)
45～54	954 (4.5)	1,145 (5.1)	1,130 (4.8)	552 (4.8)	675 (5.6)	638 (5.0)	402 (4.2)	470 (4.6)	492 (4.5)
55～64	483 (4.1)	603 (5.1)	556 (4.7)	310 (4.6)	387 (5.8)	345 (5.2)	173 (3.4)	216 (4.2)	211 (4.0)
55歳以上	116 (3.3)	135 (3.8)	111 (3.2)	66 (3.3)	69 (3.3)	65 (3.2)	50 (3.3)	66 (4.5)	46 (3.1)

資料出所：表1-1-3に同じ。

注 () 内は失業率。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

2 北アメリカ

(2) カナダ

経済は、1991年半ばに景気後退に入り、92年4～6月期に回復に転じた後、緩やかな拡大を続けている。実質GDP成長率は、92年が0.7%となった後、93年は2.4%となった。四半期別には、1～3月期が前期比(年率)0.7%、4～6月期0.9%、7～9月期0.5%、10～12月期0.9%であった。

雇用失業情勢は93年半ば頃まで悪化を続けたが、年後半には改善の兆しが見られた。就業者数は、90年半ば以降減少しており、92年は前年比0.8%減の1,225万人、93年は同1.2%増の1,238万人となった(表1-1-5)。非農業雇用者数も90年半ば以降減少しており、92年は前年比0.8%減の1,224万人、93年は前年比1.2%増の1,238万人となった。

表1-1-5 カナダの産業別州業者数(非軍人)の推移

表1-1-5 カナダの産業別就業者数(非軍人)の推移

産 業	(千人、%)				
	1989	90	91	92	93・1～9月
計	12,486 (2.0)	12,572 (0.7)	12,340 (△1.9)	12,246 (△0.8)	12,378 (1.1)
第一次産業	536 (△3.6)	531 (△0.9)	554 (4.3)	533 (△3.8)	558 (3.7)
第二次産業	3,203 (2.0)	3,094 (△3.4)	2,869 (△7.3)	2,774 (△3.3)	2,749 (△0.9)
第三次産業	8,746 (2.3)	8,946 (2.3)	8,918 (△0.3)	8,939 (0.2)	9,071 (1.5)

資料出所：OECD「Quarterly Labour Force Statistics」

注 ()内は前年(同期)比。

一方、失業の動向をみると、失業者数、失業率ともに、90年半ば以降増加(上昇)し、80年代前半に匹敵する高水準となった。失業者数は、92年に155.6万人となった後、93年は156.2万人となった(表1-1-6)。失業率は、92年に11.3%となった後、93年は11.2%と、わずかの低下にとどまった。しかし、年後半は低下の動きが見られた。

表1-1-6 カナダの失業者数及び失業率の推移

表 1-1-6 カナダの失業者数及び失業率の推移

(千人、%)

	1988	89	90	91	92	93
計	1,031 (7.8)	1,018 (7.5)	1,109 (8.1)	1,417 (10.3)	1,556 (11.3)	1,562 (11.2)
男	546 (7.4)	548 (7.3)	613 (8.1)	817 (10.8)	910 (12.0)	896 (11.7)
女	486 (8.3)	470 (7.9)	496 (8.1)	599 (9.7)	647 (10.4)	667 (10.6)
15 ~ 24 歳	326 (12.0)	303 (11.3)	330 (12.8)	406 (16.2)	431 (17.8)	418 (17.7)
25 歳 以上	705 (6.7)	715 (6.6)	779 (7.0)	1,011 (9.0)	1,125 (9.9)	1,144 (9.9)

資料出所：カナダ統計局「Canadian Economic Observer」

注 上段は失業者数、下段（ ）内は、失業率。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

3 西ヨーロッパ

(1) イギリス

ア 経済の動向

景気は1990年7～9月期から景気後退局面に入ったが、92年4～6月期には個人消費及び製造業生産に明るさがみられ、景気は回復に向かった。93年は、投資は弱いながらも鉱工業生産は増加傾向を続け、景気の緩やかな改善基調が続いた。

実質GDP成長率は、91年はマイナス2.2%、92年はマイナス0.5%と2年連続でマイナス成長となったが、同年4月～6月期以降プラスとなり、93年は2.0%となった。

イ 雇用の動向

就業者数及び雇用者数の動向をみると、双方とも景気後退局面に入った90年7～9月期には早くも減少に転じた。91年及び92年と減少し続けた後、93年に入って就業者数は4～6月期に、雇用者数は7～9月期に各々増加に転じた。90年7～9月期から増加に転じるまでの間に就業者数は191万3,000人(7.1%)、雇用者数は155万9,000人(6.8%)減少した(表1-1-7)。

表1-1-7 イギリスの就業者数及び雇用者数の推移

表1-1-7 イギリスの就業者数及び雇用者数の推移

年	就業者		雇用者		自営業者	雇用訓練 対策対象者
		前年(期)比		前年(期)比		
1980	25,142	△1.0	22,788	△1.6	2,021	—
85	24,548	1.1	21,414	△0.7	2,609	203
86	24,621	0.3	21,385	△0.1	2,675	245
87	25,188	2.3	21,671	1.8	2,877	228
88	26,035	3.3	22,317	3.0	3,037	365
89	26,728	2.7	22,718	1.8	3,244	457
90	26,739	0.3	22,809	0.4	3,265	424
91	25,964	△2.9	22,185	△2.7	3,123	359
92	25,275	△2.7	21,656	△2.4	2,983	287
93年 3月	24,881	△0.3	21,336	△0.1	2,914	275
6月	24,914	0.1	21,335	△0.0	2,989	271
9月	25,005	0.4	21,434	△0.5	2,993	267

資料出所：雇用省「Employment Gazette」

注 季節調整値

景気動向との関係を見ると、今回は、景気回復とほぼ同時に就業者数が増加し始めたのが特徴である。これは、主として自営業者及びパートタイム労働者の増加によるものであった。

北アイルランドを除くグレート・ブリテン(GB)の雇用者について男女別にみると、90年6月から93年6月までの間に男子雇用者は120万7,000人(10.2%)減少した。これに対して女子雇用者は同期間に36万5,000人(3.4%)の減少にとどまった。その結果、雇用者の男女比率は、90年には53.0%対47.0%であったが、93年には50.9%対49.0%となった(表1-1-8)。

表1-1-8 イギリスの男女別雇用者数及びパートタイム労働者数の推移

表1-1-8 イギリスの男女別雇用者数及びパートタイム労働者数の推移

年	(千人、%)								
	計	男		女		パート労働者比率			
		パート		パート		計	男	女	
1980	22,432	—	13,012	—	9,421	3,913	—	—	46.5
85	20,910	4,769	11,637	810	9,273	3,957	22.8	6.9	47.8
86	20,876	4,906	11,481	842	9,395	4,064	23.5	7.3	43.3
88	21,748	5,196	11,706	922	10,042	4,274	24.0	7.9	42.6
89	22,143	5,393	11,725	911	10,417	4,481	24.4	7.7	43.0
90	22,363	5,662	11,802	1,019	10,561	4,643	25.3	8.6	43.9
91	21,722	5,705	11,342	1,077	10,381	4,628	26.5	9.5	44.6
92	21,296	5,769	10,937	1,078	10,359	4,689	27.1	9.9	45.3
93	20,790	5,807	10,595	1,121	10,196	4,687	27.9	10.5	46.0

資料出所：雇用省「Employment Gazette」

注1 グレート・ブリテンの数値

2 各年6月。季節調整値

グレート・ブリテンについての労働力調査によると、93年春の解雇者数(注2)は、26万2,000人で92年の32万2,000人、91年の38万8,000人に比べると大幅に減少した(表1-1-9)。

表1-1-9 イギリスの年齢階層別解雇者の推移

表1-1-9 イギリスの年齢階層別解雇者数の推移

年	計		16~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55歳以上
	計	就職					
1989春	142	48	—	—	—	—	—
90	181	63	46	43	31	32	29
91	388	96	99	101	78	57	53
92	322	79	72	80	65	61	45
93	262	58	61	64	51	46	39

資料出所：雇用省「Employment Gazette」

注1 各年の労働力調査時点以前の3ヵ月以内に解雇を受けた者の数

2 「就職」は、解雇を受けたが、調査時点で就職した者の数。

93年の解雇者のうち、男子は16万9,000人、女子は9万3,000人であった。

産業別構成比をみると、男子はサービス産業44.7%、製造業41.6%及び建設業13.7%となっており、女子は、サービス業70.0%及び製造業30.1%となっている。また、職種別では、クラフト及び関連業種が最も多く、次いで機械操作者及び書記・事務職となっている。

(注2)

93年春の労働力調査時点以前3ヵ月以内に解雇を受けた者の数

エ 失業の動向

失業率は86年以降低下し、90年初めには5%台となっていたが、景気後退により90年7~9月期には再び上昇し始め、92年7~9月期には10%を超え、93年初めには10.6%となった。しかし、景気の緩やかな改善を反映して同年3月以降低下に向かい、年末には9.8%と1年6ヵ月ぶりに10%を割った。

93年10月時点の失業者(注3)を失業期間別にみると、1年以上の長期失業者は、107万1,000人、失業者全体の38.4%となっている。1年以上の長期失業者の年齢別構成について、89年10月と93年10月を比較すると、18~24歳層は89年15.6%、93年19.6%、25~49歳層は89年51.8%、93年61.3%及び50歳以上層は89年32.5%、93年19.1%となっており、全体の失業情勢が改善しつつある中で25~49歳の中堅層の割合が増加している。

また、地域別の状況について、失業の改善がみられた89年と今回の景気後退により最も失業情勢の悪化した92年を比較してみると、89年にはサウスイースト、イーストアングリア等の南部地域の失業率は3%台であったのに対して、ノース、スコットランド等北部地域は9%台と北部地域は南部地域の約3倍であった。92年にはサウスイーストは9.3%、イーストアングリアは7.8%と89年の約2~3倍に悪化してい

るのに対して、ノースは11.3%、スコットランドは9.4%であり、南部ほど急上昇していないため、失業の南北格差は89年より縮小している(表1-1-10)。北部地域は、80年代の産業構造の変革(造船、鉄鋼及び繊維等)のもたらした経済変動の影響から回復したが、一方南部では、80年代後半に急成長したハイテク産業やサービス産業などの停滞による影響が大きかったためであるとみられる。前回の景気回復期には、景気が回復してから失業情勢が改善するまでに約4年のタイムラグがあったのとは対照的に今回は景気回復と同時に93年から失業情勢が改善した背景について、政府は80年代以降の政府の引き続く規制緩和(注4)により労働市場が柔軟化したことを反映したものであると述べている。すなわち、パートタイム労働者及び期限付き雇用契約で雇われる労働者等の増加や、最低賃金、若年者の就業年齢制限の廃止等による若年低賃金労働者の増加がそれを示している。しかしさらに、次の点も見逃せない背景として挙げることができよう。まず、近年の政府による失業給付支給の厳格化である。政府は、失業給付の支給に関して1)長期失業者に対する強制的面接の強化、2)職業紹介を正当な理由なく拒否した場合の失業給付の支給停止、3)初回給付等申請者及び13週間目の受給者に対する重点面接の強化等の措置を講じ、91年50,000人、92年61,000人の支給を停止している。第二に、若年者及び長期失業者に対する雇用・訓練対策への参加促進である。政府の雇用訓練対策参加者は、失業給付を受給していても失業統計上の失業者数には含まれないこととなっており、近年この対象者は増加している。第三に、今回の雇用調整は製造業よりはサービス産業において多く行われていることから、80年代のような産業構造の変化に伴う雇用調整としての性格よりも景気循環に伴う雇用調整としての性格が強かったとみられる。このため、比較的早い時期に雇用の回復が始まったが、サービス産業における改善は主として女子及びパートタイム労働者の増加であり、男子失業者は依然厳しい状況にあるといえる。

表1-1-10 イギリスの地域別失業率の推移

表1-1-10 イギリスの地域別失業率の推移

		(単位：%)				
地 域		89	90	91	92	93 (12月)
グ レ ー ト ・ ブ リ テ ン	サウスイースト	3.9	4.0	7.0	9.3	9.7
	イーストアングリア	3.6	3.7	5.9	7.8	7.9
	サウス・ウエスト	4.5	4.4	7.1	9.4	9.1
	ウエスト・ミッドランド	6.6	5.8	8.5	10.6	10.4
	イースト・ミッドランド	5.4	5.1	7.3	9.1	9.1
	ヨークシャー・ ハンバーサイド	7.4	6.7	8.7	10.0	9.9
	ノースウエスト	8.5	7.7	9.4	10.8	10.2
	ノース	9.9	8.7	10.3	11.3	11.8
	ウェールズ	7.3	6.7	8.9	10.0	9.9
スコットランド	9.3	8.1	8.6	9.4	9.2	
計		6.1	5.6	7.9	9.7	9.7
北アイルランド計		14.6	13.3	13.4	14.2	13.6

資料出所：雇用省「Employment Gazette」

注 月数値は、季節調整値。

(注3)

失業者の定義は、失業給付、所得補助又は国民保険拠出金免除手続の申請者(claimant unemployment)をいう。なお、グレート・ブリテンに関してはILOの失業定義による失業統計もある。

(注4)

政府は、労働市場の柔軟化を図るため80年代から1)クロズド・ショップの廃止、2)女子の就業制限の廃止、3)年少者(16~17

1994年 海外労働情勢

歳)の労働時間規制の廃止及び4)最低賃金の廃止等の措置を講じた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

3 西ヨーロッパ

(2) ドイツ

ア 経済の動向

旧西ドイツ地域の経済は、1992年半ば頃から景気後退局面に入り、93年中も停滞を続けた。93年の実質GDP成長率は92年の1.6%からさらに低下してマイナス1.9%となった(表1-1-11)。しかし、連邦政府は93年12月に、「景気は底入れした」との判断を示した。また、1月に発表された94年連邦政府年次経済報告によると、94年の実質GDP成長率は0.5～1.0%になると予想されている。一方、旧東ドイツ地域では、90年7月の経済統合以来インフラの整備や国営企業の民営化等の経済再建策が進められ、復興が続いている。生産活動は統一後大幅に落ち込んだが徐々に回復してきており、実質GDP成長率は92年9.7%の後、93年は7.1%となった。

表1-1-11 ドイツの実質GDP成長率及び失業の動向

表1-1-11 ドイツの実質GDP成長率及び失業の動向

(%、万人)

	1990年	91	92	93						94	
					1~3月	4~6	7~9	10~12	12月	1月	
実質GDP (前期比)											
全 ド イ ツ	-	-	2.1	-1.2	-	-	-	-	-	-	-
旧西ドイツ地域	5.7	4.5	1.6	-1.9	-1.5	0.6	1.0	-0.5	-	-	
旧東ドイツ地域	-	-	9.7	7.1	-	-	-	-	-	-	
失業者数 全 ド イ ツ	-	260	298	342	343	328	348	359	368	403	
旧西ドイツ地域	188	169	181	227	209	221	233	246	249.5	252	
旧東ドイツ地域	-	91	117	115	117	111	116	116	117	129	
失業率 全 ド イ ツ	-	6.7	7.7	8.9	-	-	-	-	-	-	
旧西ドイツ地域	6.4	5.7	5.9	7.3	6.8	7.2	7.5	8.0	8.1	8.2	
旧東ドイツ地域	-	10.8	14.8	15.1	15.2	14.6	15.2	15.2	15.4	17.0	

資料出所：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」、ドイツ連邦銀行「月報」及び「付属統計集」

注 失業率は、就業者ベース。旧西ドイツ地域の失業率、失業者は季節調整値。

イ 雇用失業の動向

(ア) 旧西ドイツ地域

就業者数は、92年秋以降急速に減少しており、同年に前年比0.9%増となった後、93年(注5)は1.7%減の2,899万人となった(表1-1-12)。また、雇用者数は、93年は前年比1.9%減となった。産業部門別にみると、第二次産業が大幅な減少を続ける一方、商業・交通・サービス業は増加している。

表1-1-12 ドイツの就業者数及び雇用者数

表1-1-12 ドイツの就業者数及び雇業者数

		(千人、%)			
		1990年	91	92	93
就業者数	全ドイツ	—	36,446	35,831	35,112
	旧西ドイツ地域	28,479	29,227	29,487	28,987
	旧東ドイツ地域	—	7,219	6,344	6,125
	前年比	—	—	-1.7	-2.0
前年比	旧西ドイツ地域	3.0	2.6	0.9	-1.7
	旧東ドイツ地域	—	—	-12.1	-3.5
	雇業者数	—	—	—	—
実数	全ドイツ	—	33,040	32,365	31,621
	旧西ドイツ地域	25,453	26,183	26,432	25,491
	旧東ドイツ地域	—	6,857	5,933	5,680
前年比	全ドイツ	—	—	-2.0	-2.3
	旧西ドイツ地域	3.3	2.9	1.0	-1.9
	旧東ドイツ地域	—	—	-13.5	-4.3

資料出所：連邦統計庁「Wirtschaft und Statistik」(94年1月号)

注 93年は、速報値。

旧西ドイツ地域の雇用失業情勢は、景気の後退に伴い、特に92年秋頃から悪化した。失業者数は93年春頃から増加し始めていたが、93年中(92年12月～93年12月)は約50万人増加し、年平均では227万人と、前年を46万人上回った(前出表1-1-11)。

失業率は、92年の5.9%から93年には7.3%に高まり、さらに94年1月は8.2%と、上昇傾向が続いている。また、操業短縮労働者数は、92年秋から93年春にかけて急増した後、夏頃まで減少を続けたが、その後は概ね横ばいとなった。93年平均は76万7千人と、前年の約2.7倍に達した(表1-1-13)。

表1-1-13 ドイツの操業短縮労働者数及び労働市場政策対象者数

表1-1-13 ドイツの操業短縮労働者数及び労働市場政策対象者数

		(千人、%)							
区分	操業短縮労働者		職業訓練		雇用創出措置		早期引退促進措置		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
旧西ドイツ地域	1991	145	—	364	—	83	—	—	—
	92	283	95.2	372	2.1	78	-5.8	—	—
	93	767	171.0	348	-6.4	51	-35.4	—	—
旧東ドイツ地域	1991	1,616	—	280	—	183	—	—	—
	92	370	-77.1	491	75.4	388	111.7	808	—
	93	181	-51.0	381	-22.5	260	-33.0	849	5.2

資料出所：連邦雇用庁「Amtliche Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit (ANBA)」

注1 いずれの数値も、月央又は月末時点の数の1～12月の平均であり、累計ではない。

2 早期引退促進措置は、早期退職手当と年金移行手当の対象者数の合計。

失業情勢の悪化に伴い、失業給付受給者数も大幅に増加した。93年1～11月平均は116万8千人となり、

前年同期を40.1%上回った。また、失業しているが、失業手当の受給資格がない者に支給される失業扶助の受給者数は51万8千人、前年同期比26.2%増となった。

(注5)

93年の就業者数、雇用者数、失業者数及び失業率は、いずれも速報値。

(イ) 旧東ドイツ地域

旧東ドイツ地域の雇用失業情勢は、統一直後から92年初めにかけて急激に悪化した後、92年中はやや改善の動きも見られたが、93年は大きな変化はなく、依然として失業が高水準にある。就業者数は、92年に前年比12.1%減となった後、93年は3.5%減の612万5千人となった。雇用者数は、92年前年比13.5%減の後、93年は4.3%減となった。失業者数は、92年117万人の後、93年は115万人と、やや減少したが、年後半から再び増加する兆しが見られる。失業率(原数値)は、93年中は15%前後で推移し、年平均で15.1%と前年の14.8%をやや上回った。操業短縮労働者数は、93年は18万1千人と、前年の約半数となった。また、失業軽減のために実施されている労働市場政策の対象者数(年平均)は、職業訓練受講者38万1千人、雇用創出措置対象者26万人、早期引退促進措置対象者(注6)84万9千人となった。操業短縮労働者を含む合計では約150万人と、92年の180万人に比べ約30万人減少した。減少の背景には、これらの対策の経費を削減するため、92年に雇用促進法の一部改正が行われたことがある。

(注6)

早期退職手当と年金移行手当の対象者数の合計

(ウ) 全ドイツ

全ドイツの93年の失業者数は前年より44万人増加して342万人、失業率は前年より1.2ポイント上昇し8.9%となった。なお、失業者数は、94年1月に403万人と400万人を超えた。

ウ 外国人労働者等の動向

旧西ドイツ地域における外国人労働者数の動向を、社会保険料支払い義務のある外国人労働者数によってみると、92年3月から93年3月までに16万5千人増加(8.3%増)し、213万2千人となった(表1-1-14)。社会保険料支払い義務のある労働者全体に占める外国人の割合は93年3月が9.2%となり、前年同月より0.8ポイント上昇した。外国人労働者数を国別にみると、最も多いのはトルコの63万8千人(前年同月比1.8%減)で、以下、旧ユーゴスラヴィア連邦38万1千人(同6.5%増)、イタリア18万2千人(同14.5%増)、ギリシャ11万7千人(同18.1%増)、スペイン5万6千人(同0.2%増)などとなっている。

表1-1-14 ドイツの社会保障料支払い義務のある外国人労働者数

表1-1-14 ドイツの社会保障料支払い義務のある外国人労働者数

	(千人、%)							
	計	外国人 比 率	国			籍		
E C 加盟国			EC加盟国 以外の国	トルコ	旧ユーゴ スラビア	イタリア	ギリシャ	
89年3月末	1,646	7.7	483 (29.4)	1,163 (70.6)	552 (33.6)	295 (17.9)	174 (10.5)	99 (6.0)
92	1,967	8.4	476 (24.2)	1,491 (75.8)	650 (33.0)	357 (18.2)	159 (8.1)	99 (5.0)
93	2,132	9.2	554 (26.0)	1,577 (74.0)	638 (29.9)	381 (17.9)	182 (8.5)	117 (5.5)

資料出所：表1-1-13に同じ。

注 ()内は外国人労働者数の合計に占める割合。

庇護権申請者数(注7)は、93年は32万3千人となり、前年に比べ11万5千人減(26.3%減)と大幅に減少した。これには、保護の対象となる政治的難民の範囲の限定等を内容とする基本法(憲法)の改正が93年5月に行われ、7月1日から施行されたことが大きく影響しているとみられる(第2節(2)イ参照)。申請者数を国別にみると、最も多いのは旧ユーゴスラヴィアの9万7千人(前年比同40.9%減)で、以下ルーマニア7万4千人(同29.0%減)、ブルガリア2万3千人(同28.5%減)などとなっている。なお、審査の結果、庇護権を有すると認められた者の数は1万6,400人で、93年中の審査対象者数の3.2%となった。

また、入国した帰還民(注8)の数は、93年は21万9千人と前年より1万2千人、5.1%減少した。国・地域別には、旧ソ連邦諸国が20万7千人(前年比6.0%増)と大多数を占めている。

旧西ドイツ地域の外国人失業者数は、92年に25万4千人となった後、93年は34万5千人と増加し、失業者数全体に占める割合も14.1%から15.2%へと上昇した(表1-1-15)。

失業率(雇用者ベース)は14.9%(1~10月平均)で全体の失業率をかなり上回っている。

表1-1-15 ドイツの外国人、帰還民の失業の状況(旧西ドイツ地域)

表1-1-15 ドイツの外国人、帰還民の失業の状況(旧西ドイツ地域)

(千人、%、倍)

年	失業者数			失業者数構成比		失業率		失業率格差 (外国人/計)
	計	外国人	帰還民	外国人	帰還民	計	外国人	
1980	889	107	—	12.1	—	3.8	5.0	1.32
81	1,272	168	—	13.3	—	5.5	8.2	1.49
82	1,833	246	—	13.4	—	7.5	11.9	1.59
83	2,258	292	—	12.9	—	9.1	14.7	1.62
84	2,266	270	—	11.9	—	9.1	14.0	1.54
85	2,304	253	—	11.0	—	9.3	13.9	1.49
86	2,228	248	—	11.1	—	9.0	13.7	1.52
87	2,229	262	—	11.8	—	8.9	14.3	1.61
88	2,242	270	—	12.0	—	8.7	14.4	1.66
89	2,038	233	99	11.4	4.9	7.9	12.2	1.54
90	1,883	203	146	10.8	7.8	7.2	10.9	1.51
91	1,689	208	140	12.3	8.3	6.3	10.7	1.70
92	1,808	254	135	14.1	7.4	6.6	12.2	1.85
93	2,270	345	163	15.2	7.2	8.2	14.9	—
(1~10月平均)								

資料出所：表1-1-13に同じ。

注 失業率は、雇用者ベース。

(注7)

ドイツ基本法(憲法)では、「政治的に迫害を受ける者は庇護される権利を有する」と定めており、このような被迫害者としての認定を申請している者を庇護権申請者という。なお、通常には単に難民と呼ばれている。

(注8)

帰還民(Aussiedler)とは、ドイツ国籍所有者又はドイツ民族に属する者(これらの者の配偶者等も含む。)であり、旧西ドイツ領又は旧東ドイツ領以外の1937年12月31日時点のドイツ帝国領(主に現在のポーランド東部及びリトアニアの一部)又はかつてドイツ人が移住していた地域(現在のロシア、東欧諸国)から帰還した人々をいう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

3 西ヨーロッパ

(3) フランス

経済は、1990年後半に景気後退局面に入った後、91年春頃いったん回復に向かったが、92年後半から再び後退局面に入った。しかし、94年に入り景気が回復に転じる兆しが見られる。なお、93年12月、国立統計経済研究所(INSEE)は1)西ヨーロッパ内の景気の回復に伴う受注の増加、2)物価上昇率の低下、3)金利引下げによる設備投資の活発化等により、94年上半期から景気は回復に向かうとの見通しを発表している。

実質GDP成長率は、93年は0.7%減で、92年の1.3%増を大きく下回った。しかし、四半期別に見ると、4～6月期に前期比0.2%増とプラス成長に転じており、続く7～9月期は同0.4%増、10～12月期は速報値で0.2%増となった。

雇用失業情勢は景気の低迷を反映して厳しさを増した。就業者数は、87年以降増加傾向にあったが、92年以降減少しており、92年は前年比0.2%減、93年は同0.6%減となった(表1-1-16)。また、非農業雇用者数は91年初めから減少傾向にあり、93年は前年比2.2%減(暫定値)となった。産業部門別にみると、製造業と建設・土木業の減少幅が大きく、第三次産業は年後半から増加に転じている。

表1-1-16 フランスの就業者数及びパートタイム労働者の比率の推移

表1-1-16 フランスの就業者数及びパートタイム労働者の比率の推移
(千人、%)

	1988	89	90	91	92	93
就業者数計	21,755	21,981	22,322	22,377	22,330	22,197
男子	12,664	12,786	12,912	12,847	12,784	12,555
女子	9,091	9,195	9,410	9,530	9,546	9,642
パートタイム労働者の比率計	11.9	11.9	11.9	11.9	12.5	13.7
男子	3.3	3.5	3.3	3.3	3.6	4.1
女子	23.8	23.7	23.6	23.5	24.5	26.3

資料出所：フランス国立統計経済研究所「INSEE PREMIERE」。

注1 毎年3月の雇用調査による数値。90年については1月の雇用調査の数値。

2 軍人を含む。

失業者数は91年以降増加を続け、92年に前年より1万人増加して291万人となった後、93年は317万人に達した(表1-1-17)。失業率も同様に上昇を続け、92年10.4%から93年は11.7%と1.2ポイントの上昇となった。年齢別失業率をみると、93年は全体の失業率が11.7%であるのに対し、15歳以上25歳未満では23.1%となっており、依然として若年者の失業が深刻な状況にあることがわかる(表1-1-18)。

表1-1-17 フランスの男女別失業者(登録失業者)数の推移

表1-1-17 フランスの男女別失業者(登録失業者)数の推移

		(千人)					
		1988	89	90	91	92	93
計		2,563	2,533	2,504	2,709	2,910	3,171
男	子	1,225	1,178	1,149	1,267	1,404	1,604
女	子	1,338	1,355	1,355	1,442	1,505	1,567

資料出所：フランス労働・雇用・職業訓練省
「Premières Informations」

表1-1-18 フランスの男女別・年齢階層別失業率の推移

表1-1-18 フランスの男女別・年齢階層別失業率の推移

		(%)			
		1990年	91	92	93
男	女 計	8.9	9.5	10.4	11.7
	15歳以上25歳未満	16.6	18.1	19.8	23.1
	25～49歳	7.9	8.4	9.3	10.6
	50歳以上	6.6	7.1	8.0	7.8
男	子	6.8	7.4	8.4	10.0
	15歳以上25歳未満	12.8	14.4	16.2	20.2
	25～49歳	5.8	6.4	7.3	8.9
	50歳以上	5.7	6.2	7.3	7.4
女	子	11.7	12.1	12.9	13.8
	15歳以上25歳未満	21.2	22.5	24.1	26.7
	25～49歳	10.6	10.9	11.7	12.8
	50歳以上	7.9	8.4	8.9	8.5

資料出所：表1-1-17に同じ。

また、INSEEが93年6月に発表した「92年度雇用調査」では92年の失業情勢の悪化は、雇用の消滅が創出を大きく上回ったことが要因とされている。また、高学歴者や管理職の失業の増加が特徴として挙げられている。過去1年間に失業した者のうち24%は、バカロレア(大学入学資格)取得者であったが、この割合は、90年の調査では15%、91年の調査では18%であった。管理職の失業者は、91年の9万6,000人から92年は14万人へと増加した。なお、管理職の失業については、同じINSEEによる別の調査の結果によれば、88年から92年にかけて3倍に増加しており、その理由として、1)管理職の入れ替えが増加していること、1)外部から新たに採用する管理職より企業内部での昇進による管理職が増えていることが挙げられている。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

3 西ヨーロッパ

(4) イタリア

ア 経済の動向

経済は、1989年の終わり頃から成長が減速し、92年後半から景気後退局面に入り、同年の実質GDP成長率は0.9%と、80年代以降で最低となった。93年は、輸出が順調な回復をみせたものの消費、投資は不振で鉱工業生産も一進一退が続いた。実質GDP成長率は、4～6月期にプラスとなったものの、7～9月期は再びマイナスとなっており、93年はマイナス成長が見込まれている。

なお、94年1月、1)年金制度の改革による年金額のインフレ率による調整及び公務員の年金カット、2)健康保険制度の改革による受益者負担増、3)行政府の統廃合による行政改革等の財政赤字削減策を盛り込んだ94年度予算が成立した。

イ 雇用・失業の動向

88年以降就業者数、雇用者数とも増加し、雇用情勢は若干の改善がみられていたが、92年後半から急速に悪化し、92年の就業者数は前年比0.6%減、雇用者数は0.1%の減となった(表1-1-19)。

失業率は、91年の10.8%から92年は11.4%に上昇した。イタリア統計庁(ISTAT)の発表によると、失業率算定方式変更(注9)後も、時期を追って悪化しており、93年7月の失業率(原数値。以下同じ。)は10.3%、10月11.3%となった。93年10月は、男子は8.5%、女子は15.9%と女子は男子の2倍であり、地域別にみると、北部は6.9%であるのに対して南部は17.9%と高く、南北間の格差は大きい。若年労働者(14～24歳)の失業率は、91年の30.8%から92年は32.7%に上昇した。

表1-1-19 イタリアの労働市場の動向

表1-1-19 イタリアの労働市場の動向

(単位：千人；%)

区 分	88年	89	90	91	92	93
労働力人口	24,243	24,258	24,515	24,598	24,612	22,641
労働力率						
男	76.8	76.5	76.0	75.5	75.4	—
女	43.4	43.8	44.4	44.3	44.6	—
就業者数	20,818	20,833	21,215	21,410	21,271	20,335
(除 軍 人)						
男	13,665	13,605	13,761	13,846	13,683	—
女	7,153	7,228	7,454	7,564	7,587	—
雇 用 者 数	14,696	14,765	15,182	15,297	15,287	14,602
失業者数	2,885	2,866	2,621	2,751	2,799	2,307
男	1,232	1,220	1,177	1,142	1,226	—
女	1,637	1,647	1,574	1,511	1,572	—
失 業 率	12.1	11.8	11.2	10.8	11.4	9.9
男	8.2	7.9	7.6	7.4	7.9	—
女	18.9	18.6	17.4	16.8	17.2	—
若 年 (14 ~ 24 歳)	34.5	33.6	31.5	30.8	32.7	—

資料出所：OECD「Labour Force Statistics 1970~91」、

「Quartaly Labour Force Statistics」

注 93年は新基準による数値の7~9月期までの季調値の平均。92年の数値と接続しない。

(注9)

93年からEC方式の失業率に変更。失業者数を非軍人労働力人口で除して算出

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

4 ロシア・東欧諸国

(1) ロシア

経済は、1991、92年とマイナス成長が続いたが、93年においても低落に歯止めはかからなかった。92年1月から開始された価格・貿易の自由化と厳格な金融引締め等を内容とする急進的経済改革は、旧来の計画経済システムや国営企業の独占が残存する状況の下で行われたため、高インフレと流動資金不足によって工業生産がさらに低下した。しかし、93年は低下幅がやや縮小した。

実質GDP成長率は、92年は前年比19%減、93年は同12%減となった(表1-1-20)。

表1-1-20 ロシア及び東欧諸国の実質GDP成長率

表1-1-20 ロシア及び東欧諸国の実質GDP成長率、
失業者数及び失業率の推移

		(千人、%)				
区	分	1990年	91	92	93	94年1月
ロシア	GDP	—	-9.0	-19.0	-12.0	—
	失業者数	—	—	317	748	—
ポーランド	GDP	-11.6	-9	1	3	—
	失業者数	722	1,756	2,380	2,757	—
	失業率	—	9.6	13.0	14.9	16.0
ハンガリー	GDP	-3.3	-10	-5	-1	—
	失業者数	54	257	578	666	641
	失業率	—	4.7	10.7	12.8	12.3
チェッコ	GDP	—	—	-7.1	0	—
	失業者数	19	170	152	160	199
	失業率	—	3.1	2.9	3.0	3.8
スロヴァキア	GDP	—	—	-7.5	-5	—
	失業者数	16	209	279	312	—
	失業率	0.7	8.0	11.2	12.7	—

資料出所：OECD「Economic Outlook 54」(93年12月)及び「Unemployment in Transition Countries: Transient or Persistent?」(1994年)
Plan Econ「Plan Econ Report」

- 注1 実質GDPの93年は、OECDの見込みによる。
 2 失業者数及び失業率の暦年値は、各年3、6、9、12月の平均。
 3 スロヴァキアの93年の失業者数及び失業率は、3月と6月の平均。

雇用失業情勢は、徐々に悪化している。登録失業者数は92年末に57万8千人(前年同期より51万6千人増加)となった後、93年中も増加を続け、年末には84万人となった。93年の年平均(3、6、9、12月の平均。以下、失業率を含め、東欧諸国についても同じ。)は、75万人となり、前年を43万人上回った。失業率は、上記の失業者数によれば、93年4月時点で1%程度と推定される。なお、93年11月の政府拡大会議

でのチェルノムイルジン首相の報告によれば、国営企業等の過剰人員を中心とする潜在的失業者数は700～1,000万人に達しているとされている。また、ロシア国家統計委員会は、94年3月、ILOの統計基準で失業者数を計算すると、93年は380万人になると報告した。さらに、94年2月7日、ILOは、ロシアの実質的な失業率は10%を超えているとの見解を示した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

4 ロシア・東欧諸国

(2) ポーランド

経済は、1991年後半から回復に転じていたが、93年も回復が持続した。

実質GDP成長率は92年には同1%増となった後、93年は3%増と見込まれている(OECDによる93年12月時点の見込み。以下同じ。)

しかし、雇用失業情勢は依然悪化が続いており、92年の登録失業者数は238万人、93年は276万人となった。失業率は、92年13.0%の後、93年は14.9%となり、94年1月(原数値。以下ハンガリー、チェッコについても同じ。)は16.0%と上昇傾向が続いている(図1-1-3)。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

4 ロシア・東欧諸国

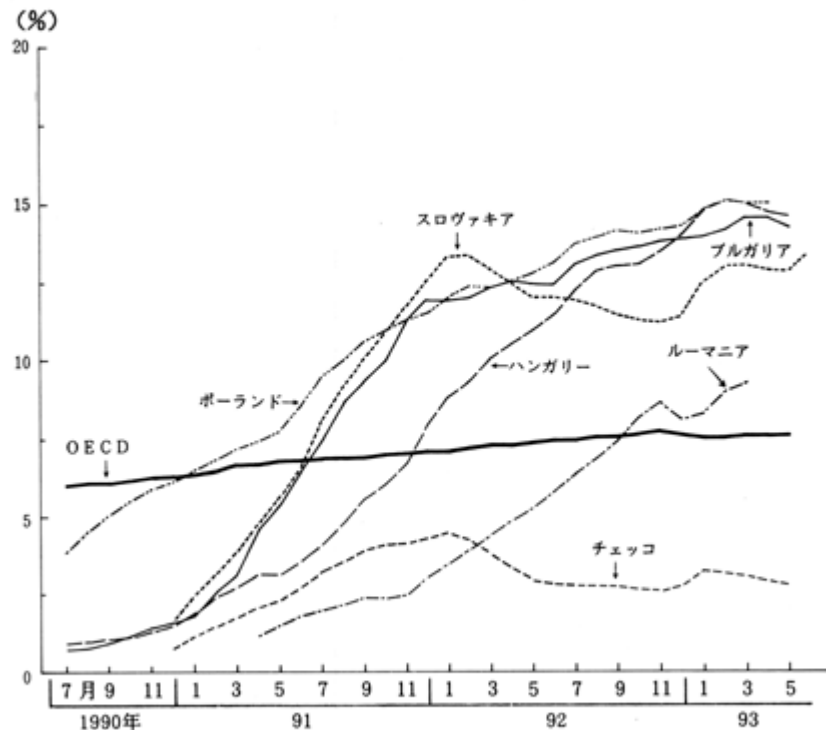
(3) ハンガリー

経済は、1992年後半から回復の動きが見られ、93年も概ね回復傾向が持続した。実質GDP成長率は、92年に前年比5%減となった後、93年は1%減と見込まれている。

雇用失業情勢は、92年中は悪化が続いたが、93年に入ると改善の兆しがみられた。登録失業者数は92年57万8千人の後、93年2月の70万5千人をピークに減少に転じ、93年は66万6千人、94年1月は64万1千人となった。失業率は、92年10.7%の後、93年は12.8%、94年1月は12.3%となった。

図1-1-3 東欧諸国の失業率

図1-1-3 東欧諸国の失業率



資料出所：OECD「Unemployment in Transition countries : Transient or Persistent?」(1994年)

1994年 海外労働情勢

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

4 ロシア・東欧諸国

(4) チェッコ

経済は、1992年中に生産の低下が止まり、93年には回復の兆しが見られた。実質GDP成長率は、92年に前年比7.1%減となった後、93年は0%と見込まれている。

雇用失業情勢は、93年後半からやや悪化し始めている。これは、連邦解体に伴うスロヴァキアとの貿易減少による生産の低下や国営企業の民営化に伴うリストラクチャリングの本格化を反映したものといわれている。失業者数は92年15万2千人の後、93年1月の15万8千人をピークに減少傾向にあったが、93年夏頃から再び増加に転じ、93年は16万人、94年1月には19万9千人となった。失業率は、92年に2.9%となった後、93年は3.0%、94年1月は3.8%となった。

なお、スロヴァキアの失業者数は、92年27万9千人の後、93年は31万2千人となった。失業率は、92年は11.2%、93年は12.7%となり、チェッコを大幅に上回っている。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

5 アジア・太平洋諸国

(1) 東アジア

ア 韓国

経済は、1991年央から抑制政策が実施されたことに伴い景気が後退し、同年の実質GDP成長率は8.5%とやや低下した。その後も、抑制政策が続けられる中で景気はさらに低迷し、92年の成長率は4.8%となった。しかし、93年に入ると、3月に採られた景気浮揚策の効果や輸出の増加等により景気は緩やかな回復に向かい、実質GDP成長率は上半期(1～6月)が前年同期比3.8%の後、7～9月期は同6.5%となった。93年平均の成長率は6～7%程度になると予測されている。

就業者数は、84年以降増加を続けており、92年は前年比1.9%増の1,892万人、93年は同1.5%増の1,920万人となった(表1-1-21)。一方、失業者数は、92年は前年の44万人からやや増加して47万人となった後、93年は55万人と大幅に増加した。また、失業率は、92年に前年より0.1ポイント上昇して2.4%となった後、93年は2.8%となった(図1-1-4)。

イ 中国

経済は、91年秋に引締め政策が解除されるとともに、92年から改革・開放路線が全面的に復活し、さらに「社会主義市場経済体制の確立」が打ち出されたことに伴い、成長が加速している。実質GNP成長率は91年の8.0%から92年は13.0%へと高まり、93年もGDPベースで13.4%の高水準となった。

就業者数は、長期的に増加を続けており、92年は前年比1.8%増の5億9,432万人となった。就業構造は、依然として第一次産業が6割近くを占めているものの、政府労働部が第三次産業の拡大を雇用政策の目標に掲げていることもあり、第三次産業の就業者数が相対的に高い伸びを続けている(表1-1-22)。また、都市・農村別の労働者数を見ると、92年は農村労働者が73.3%を占めているが、前年比では都市部の雇用労働者が2.0%増と、農村労働者の1.6%増を上回った。ただし、農村部の郷鎮企業(注10)の雇用労働者数は前年比10.1%増と大幅に増加し、全就業者数に占める割合も1.3ポイント上昇して17.8%となった。なお、農村部から都市部への出稼ぎ労働者は、2,000万人に上るといわれており、広東省珠江デルタ地域に650万人のほか、北京市・天津市地域に150万人、上海市・寧波市・杭州市地域に120万人といった経済発展地域に集中している。

表1-1-21 東アジア諸国・地域の実質GDP、就業者数、失業者数及び失業率の推移

表1-1-21 東アジア諸国・地域の実質GDP、就業者数、失業者数及び失業率の推移

区 分		1988	89	90	91	92	93
韓 国	実質GDP成長率	11.5	6.2	9.2	8.5	4.8	4.7
	就業者数	16,869	17,511	18,036	18,575	18,921	19,203
	失業者数	435	460	451	436	464	551
	失業率	2.5	2.6	2.4	2.3	2.4	2.8
中 国	実質GDP成長率	11.2	4.3	3.9	8.0	13.2	13.4
	就業者数	54,334	55,329	56,740	58,364	59,432	—
	失業者数	296	378	383	352	364	—
	失業率	2.0	2.6	2.5	2.3	2.3	2.6
香 港	実質GDP成長率	8.3	2.8	3.2	4.1	5.3	5.5
	就業者数	2,741	2,749	2,741	2,749	2,738	—
	失業者数	38	30	37	50	55	58
	失業率	1.4	1.1	1.3	1.8	2.0	2.0
	不完全就業者数	19	21	23	45	58	47
	不完全就業率	0.7	0.8	0.9	1.6	2.1	1.6
台 湾	実質GDP成長率	7.8	7.3	5.0	7.2	6.0	6.1
	就業者数	8,108	8,258	8,283	8,439	8,632	8,742
	失業者数	139	132	140	130	132	130
	失業率	1.7	1.6	1.7	1.5	1.5	1.5

資料出所：韓国は韓国統計庁「韓国統計月報」

中国は中国国家統計局「中国統計摘要」ほか、中国国家統計局資料
香港は香港政府統計処「Hong Kong Monthly Digest of Statistics」

台湾は行政院経済建設委員会「自由中国之工業」

注1 単位は千人（中国は万人）又は%

2 93年の韓国及び香港の実質GDP成長率、台湾の実質GNP成長率は、1月～3月期から7～9月期までの前年同期比。

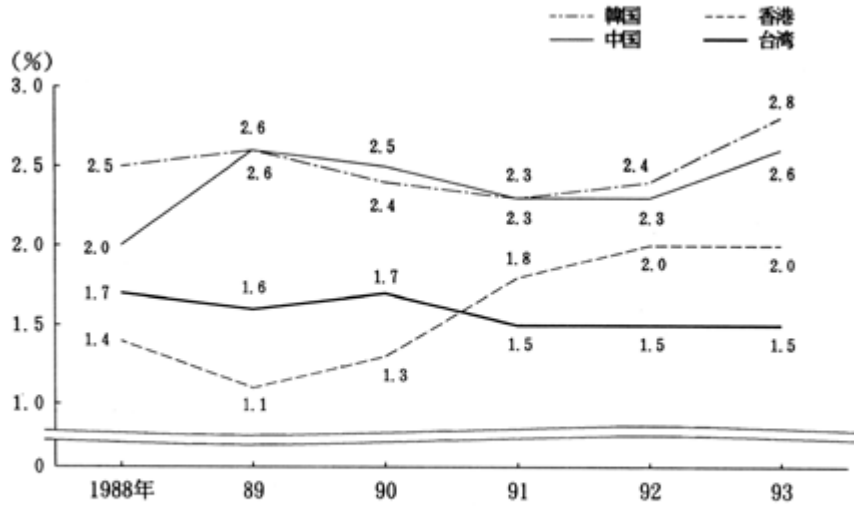
3 中国の失業者数及び失業率は都市部のみ。

4 93年の香港の就業者数、失業者数、失業率等は1月から9月までの平均値、台湾は1月から11月までの平均値である。

5 香港の不完全就業者数とは、週当たり労働時間が35時間未満の就業者で、より長時間の就業を求めている者をいう。不完全就業率とは、労働力人口に占める不完全就業者の割合をいう。

図1-1-4 東アジア諸国(地域)の失業率の推移

図1-1-4 東アジア諸国（地域）の失業率の推移



資料出所：表1-1-21に同じ。

注 1 中国は都市部のみで、農村部の失業を含まない。

注 2 93年の香港は1月から9月まで、台湾は1月から11月までの平均値である。

表1-1-22 中国の産業別就業者数の推移

表1-1-22 中国の産業別就業者数の推移

(単位：万人、%)

	1980	85	90	91	92
計	42,361 (100.0)	49,873 (100.0)	56,740 (100.0)	58,364 (100.0)	59,432 (100.0)
第一次産業	29,117 (68.7)	31,105 (62.4)	34,049 (60.0)	34,878 (59.8)	34,769 (58.5)
第二次産業	7,736 (18.3)	10,418 (20.9)	12,158 (21.4)	12,471 (21.4)	12,921 (21.7)
第三次産業	5,508 (13.0)	8,350 (16.7)	10,533 (18.6)	11,015 (18.8)	11,742 (19.8)

資料出所：中国国家统计局「中国統計摘要」

注 () 内は構成比

都市部の失業者数は、89年に急増して約380万人となった後、300万人台後半で推移しており、92年は前年比2.3%増の364万人となった。都市部の失業率は、92年は前年と同じく2.3%となった。しかし、93年は採算の悪い国有企業が従業員の解雇を進めていることなどから2.6%に上昇した。なお、国有企業では従業員総数(約1億人)の15~20%が余剰となっているといわれる。

(注10)

もともと農村部の末端行政機構である郷や村が経営する企業を指す用語であったが、現在では個人営企業や数軒の農家が出資して設立する新型組合企業も含まれるようになっている。

ウ 香港

経済は、88年、89年と2年続けて成長が大幅に減速したが、その後徐々に回復してきており、実質GDP成長率は91年の4.1%から92年は5.3%に上昇した。93年に入ってから安定しており、成長率は5.5%と見込まれている。

失業者数は、91年、92年と5万人台で推移した後、93年(1~9月平均)は5万8千人となった。失業率は、90年以降上昇し、92年は2.0%となった。93年(1~9月平均)は2.0%となった。

エ 台湾

経済は、87年以降成長が減速していたが、実質GNP成長率は91年に上昇し7.2%となった。92年はやや低下して6.0%となり、93年も6.0%と見込まれている。

失業者数は、90年に大幅に増加して14万人となった後、91年、92年は13万人程度で推移し、93年(1~11月平均)は13万人となった。また、失業率は88年以降1.5~1.7%で推移しており、93年(1~11月の平均値)は1.5%となった。製造業や建設業では、非技能労働者(unskilled worker)の不足が続いている。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

5 アジア・太平洋諸国

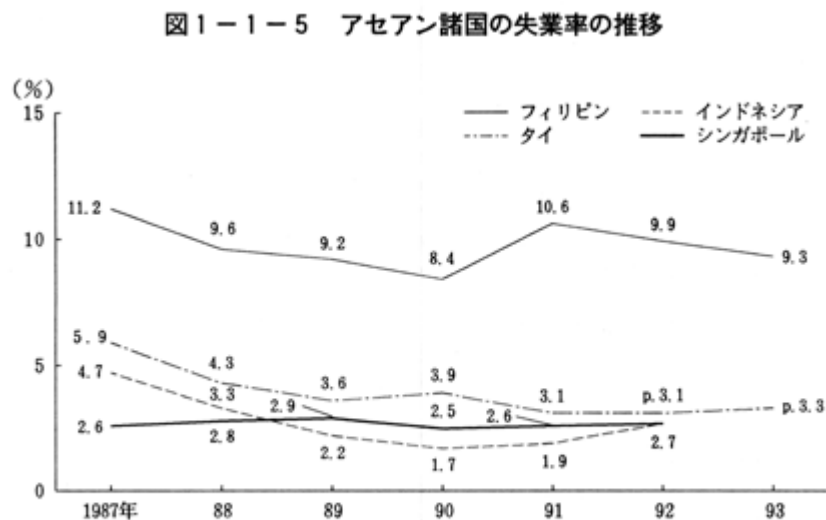
(2) アセアン諸国

ア シンガポール

経済は、先進国経済の停滞に伴う輸出の伸びの低下等から成長が減速していたが、1993年には持ち直す気配が見られた。実質GDP成長率は、88年をピークに低下しており、91年6.7%の後、92年は5.8%となった。93年は輸出の伸びの回復により9.9%と5年ぶりの高成長となった。

雇用失業情勢をみると(各年6月の労働力調査の結果による。)、就業者数は91年は前年比3.7%増の152万人、92年は同3.4%増の158万人となった(表1-1-23)。93年は、159万人となっている。失業者数は年々減少していたが、91年にやや増加して3万人となり、92年は4万3,000人となった。失業率は91年に低い水準ながらやや上昇し、1.9%となった後、92年は2.7%となった(図1-1-5)。

図1-1-5 アセアン諸国失業率の推移



資料出所：表1-1-23に同じ。

表1-1-23 アセアン諸国の就業者数、失業者数等の推移

表1-1-23 アセアン諸国の就業者数、失業者数等の推移

		(千人、%)					
区	分	1988年	89	90	91	92	93
シンガポール	就業者数	1,239	1,394	1,469	1,524	1,576	
	失業者数	43	31	25	30	43	
	失業率	3.3	2.2	1.7	1.9	2.7	
マレーシア	就業者数	6,176	6,390	6,686	6,926	7,148	7,371
	失業者数	78	72	54	50	42	
	失業率	7.2	6.7	5.1	4.3	3.9	3.0
タイ	就業者数	27,727	28,061	30,844	28,859	29,204	31,642
	失業者数	1,281	1,178	710	1,091	1,369	1,229
	失業率	4.3	3.6	3.9	3.1	p 3.1	p 3.3
フィリピン	就業者数	21,205	21,908	22,212	22,914	23,696	24,389
	失業者数	2,244	2,212	2,032	2,716	2,594	2,495
	失業率	9.6	9.2	8.4	10.6	9.9	9.3
インドネシア	就業者数	72,518	73,908	75,851	76,423	78,519	
	失業者数	2,077	2,181	1,952	2,032	2,186	
	失業率	2.8	2.9	2.5	2.6	2.7	

資料出所：シンガポール；労働省「Singapore Yearbook of Labour Statistics」

タイ；内務省「Year Book of Labour Statistics」

タイ銀行「Key Economic Indicators」

マレーシア；大蔵省「Economic Report」

フィリピン；労働省資料

インドネシア；88年中央統計局「Keadaan Angkatan Kerja」（経済活動人口の状態）、89～91年「Statistik Indonesia」、92年「Laborers/employees Situation in Indonesia」

注1 タイの労働力人口は乾期と雨期で大きく変動する。1～3月が乾期、7～9月が雨期すなわち農繁期となり、労働力人口が増加する。雨期の労働力人口の増加は、季節労働者や失業者のほか農家の家族が農業従業者として加わるためである。就業者数及び失業者数はこの変動の影響を受ける。

タイの就業者数及び失業者数は、88年は2月、8月の労働力調査結果の平均、89年は2月、5月、8月の調査結果の平均、90年は8月の調査結果、91年は2月、5月、8月の調査結果の平均、92年は2月の調査結果、93年は内務省労働福祉保護局の推計値。

失業率の算出には、仕事を特に探していない失業者も含まれている。92年及び93年の失業率は速報値である。

2 マレーシアの93年の就業者及び失業率は推計値である。失業者は求職登録者数である。失業者数は労働力人口－就業者数で算出される。

3 フィリピンの就業者数、失業者数、失業率は1、4、7、10月の労働力調査結果の平均である。ただし、93年10月の数字はすべて速報値。

4 インドネシアの失業率は、100%から就業率を引くことにより算出した。

5 シンガポールは各年6月の労働力調査の結果による数値。

イ マレーシア

経済は88年以降、外資導入によって活性化され好調な成長を続けていたが、90年をピークにやや減速傾向となった。しかし、93年は、輸出の順調な伸びにより成長がやや高まった。実質GDP成長率は91年8.7%、92年7.8%の後、93年は8.5%となった。

雇用失業情勢をみると、就業者数は年々増加し、91年は前年比3.6%増の693万人、92年は同3.2%増の715万人、93年は推計値であるが同3.1%増の737万人となっている。失業者数は求職登録者数でみると年々減少している。91年5万人、92年は8千人減少して4万2千人となった。同様に失業率も年々低下し、91年4.3%、92年3.9%、93年は推計で3.0%となっている。

ウ タイ

経済は、海外からの直接投資の増加等により、88年から90年にかけて高い成長を遂げた後、91年から92年にかけてはインフラの不足、生産能力の限界、生産コストの上昇といった制約に加え、湾岸戦争や91年2月のクーデターの影響により成長がやや鈍化した。しかし、93年は、近年の大幅な賃上げ等による国民の所得水準の上昇により購買力が高まり民間消費が堅調に推移したこと、インフラ整備の公共投資が増額されたこと等によりやや回復した。実質GDP成長率は、91年8.2%の後、92年は7.4%、93年については7.9%と見込まれている。

雇用失業情勢をみると、就業者数は91年は減少したが、92年以降再び増加傾向となった。特に93年は、推計値ではあるが大幅な増加が見込まれている。92年は2月の調査結果で2,920万人、93年は同じく3,164万人となった。失業者数は、91年は2、5、8月の調査結果の平均で109万人、92年は2月の調査結果で137万人、93年は推計値123万人となっている。失業率は低下傾向にあったが、91年、92年(速報値)は3.1%、93年(同)は3.3%となった。

エ フィリピン

経済は、90年に入って成長が減速し、91年はマイナス成長、92年はゼロ成長となった。93年初めは引き続き停滞していたが、後半以降、電力不足の改善で製造業を中心に生産が上向いたこと等により回復の兆しを見せ始めた。実質GDP成長率は92年0.0%減の後、93年は1.7%増と見込まれている。

雇用失業情勢をみると、就業者数は、92年は前年比3.4%増の2,370万人、93年は同2.9%増の2,439万人となった。失業者数は91年に前年比33.7%増の272万人と激増した後、92年は259万人、93年は250万人と減少している。失業率は91年に上昇して10.6%となった後、92年は9.9%、93年は9.3%となった。

オ インドネシア

経済は、90年半ばからの金融引き締めにより調整局面にあったが、93年に入り非石油・ガス製品の輸出の伸び等によって緩やかに回復の兆しが見られた。実質GDP成長率は91年6.6%の後、92年は6.3%となった。93年については、92年並み若しくは92年よりやや高めの成長が見込まれている。

雇用失業情勢をみると、就業者数は、91年は前年比0.8%増の7,642万人、92年は同2.7%増の7,852万人となった(図1-1-6)。失業者数は、91年は203万人、92年は219万人となっている。失業率はほぼ横ばいで91年2.6%、92年2.7%となっている(注11)。なお、就業時間の短い不完全就業者(注12)が多く、そのほとんどは物売り、土木労働等、いわゆるインフォーマル・セクターに従事する者である。その就業者全体に占める割合(不完全就業率)は、92年時点で40.5%となっている。

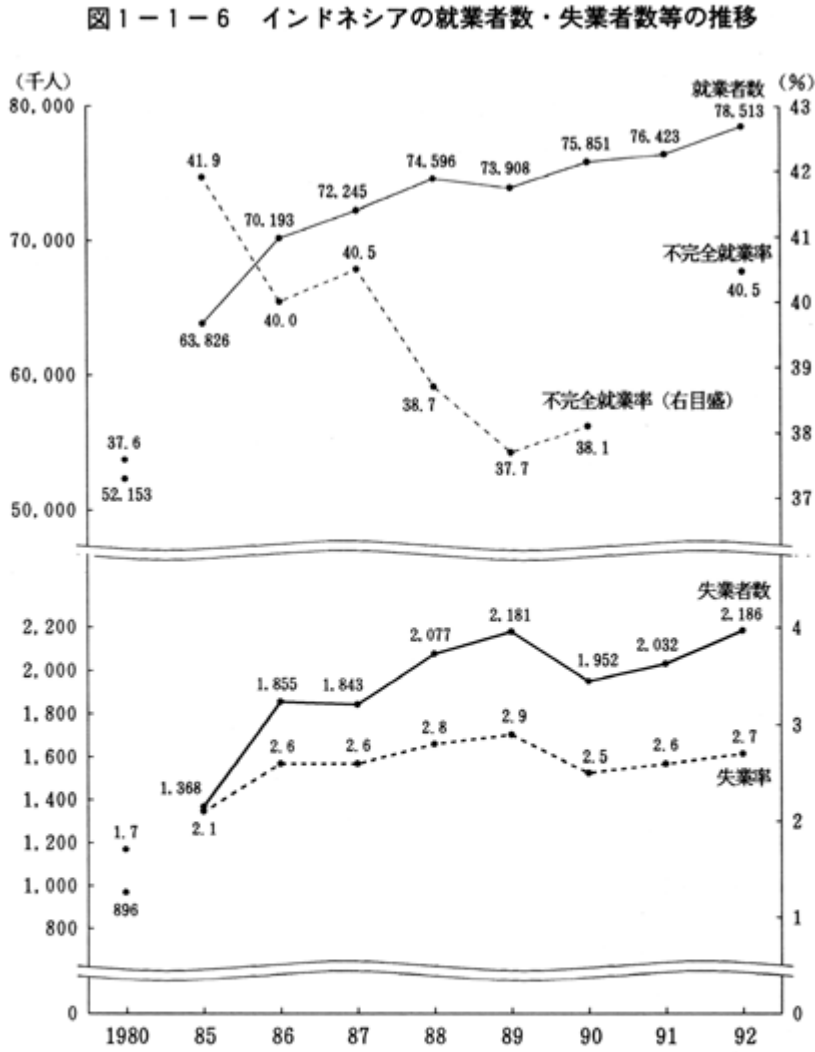
(注11)

失業率を他の国と比較する際には注意が必要である。なぜなら、インドネシアでは、臨時的又はごく短時間の仕事はしているものの、定職には就いていない失業者同様の者が極めて多いからである。完全に失業したままである、すなわち一定期間何も仕事をしないでいられるような経済的余裕がある者は少ないため、統計上の失業者は少ない数となる。したがって、統計上の失業率は実質的な労働力需給バランスを反映しているとはいえない。

(注12)

就業者のうち、週労働時間が35時間未満の者

図1-1-6 インドネシアの就業者数・失業者数等の推移



資料出所：80年は中央統計局「Penduduk Indonesia, Hasil Sensus Penduduk, Seri : S Nomor 2」(インドネシアの人口センサス)

85年は「Hasil Survei Penduduk Antar Sensus 1985(85年中間人口サーベイ)

86年、87年は88年に同じ。88年以降は、表1-1-23に同じ。

注 不完全就業率とは、週労働時間が35時間未満の不完全就業者が労働力人口に占める割合

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

5 アジア・太平洋諸国

(3) オーストラリア

ア 経済の動向

経済は、1991年は、製造業生産が83年以来の減少となり、個人消費など国内需要の不振により実質GDP成長率が、前年比0.9%減となったが、92年には、2.5%増と回復した。93年は、個人消費の伸び、民間住宅投資の増加等から4～6月期の前期比1.0%増、7～9月期同0.7%増となり、緩やかな回復を続けた。

イ 雇用・失業の動向

雇用失業情勢は、景気の回復にもかかわらず、93年も失業率が上昇するなど悪化を続けた。

就業者数は、91年に前年比2.0%減少となった後、92年は、同0.1%増となったものの、93年は再び0.9%減の760万6,000人となった(表1-1-24)。失業者数は、91年81万人の後、92年は93万人に増加し、93年には105万人となった。失業率は、91年の9.5%から92年は10.6%へ、93年は12.2%へ上昇した。年齢別にみると、19歳以下の若年者の失業率が高く、91年21.0%、92年25.0%の後、93年(2月)は27.5%となった。25～34歳の層でも92年の9.9%から93年は11.6%と上昇した。

表1-1-24 オーストラリアの労働人口、就業者数、失業者数等の推移

表1-1-24 オーストラリアの労働力人口、就業者数、失業者数等の推移

(単位：千人) (%)

年	生産年齢人口	労働力人口	就業者数	失業者数	失業率
1984	11,794	7,070	6,466	604	8.5
85	11,980	7,248	6,676	573	7.9
86	12,227	7,516	6,919	598	8.0
87	12,503	7,694	7,092	602	7.8
88	12,815	7,892	7,353	539	6.8
89	13,075	8,197	7,728	469	5.7
90	13,296	8,413	7,825	587	7.0
91	13,521	8,475	7,669	806	9.5
92	13,722	8,586	7,679	906	10.6
93	13,815	8,659	7,606	1,053	12.2

資料出所：オーストラリア統計局「Labour Statistics Australia」ほか

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第1節 経済及び雇用・失業の動向

6 その他の国

○ ブラジル

経済は、1990年以降景気が後退し、鉱工業生産は90年以降3年連続して低下したが、93年に入ると回復が定着し、ブラジル地理統計院(IBGE)の予測によると、93年は前年比9.5%増と、86年以来の高い水準となる見込みである。

雇用の動向をみると、就業者数は、92年1～3月期は1,489万人、93年1～3月期は1,508万人となった。

失業率(6大都市の平均)は、92年は5.8%であったが、93年は4月に6.2%(前年同月比0.3ポイント上昇)となった後改善し、11月は4.6%(同1.2ポイント低下)となった。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

1 概況

先進国では93年においても厳しい雇用失業情勢が続いたことから、多くの国で失業対策への取り組みが、内政の最重要課題となった。

93年7月に開催された先進国首脳会議(東京サミット)でも失業問題について話し合いが行われ、「雇用と成長へのより強固な決意」と題する経済宣言に、雇用拡大のため労働市場の構造改革に取り組むこと及びアメリカで雇用失業に関するハイレベル会合(雇用サミット)を開催することが盛り込まれた。

雇用サミットは、主要先進国7カ国の労相、蔵相等の出席の下に94年3月、米ミシガン州デトロイト市で開催され、雇用対策についての各国の経験の紹介等が行われた。そして、議論を総括した議長声明において、1)賃金の上昇を伴いつつ質の高い雇用を創出し、高水準の失業を低下させることが共通課題であること、2)雇用創出における民間の役割を認識するとともに、労働市場と雇用制度をより適応性のあるものにする構造改革に取り組む必要があること、3)構造改革は、経済成長を促進する健全なマクロ経済政策に裏打ちされれば、より大きな成果を上げるものであること、4)国際貿易は成長の創出に重要であり、市場開放は物とサービスの需要を増大させて雇用を創出するものであること、5)途上国の成長は雇用創出の重要な源泉であり、途上国の投資を促進することが重要であること、6)技術の進歩は生産性の向上と雇用の創出をもたらす、新技術、特に情報技術は豊かさを増大させるものであること、7)各国は国民に対しより大きな人的投資をする必要があり、学校から職場への効果的な移行、企業内の労働者再訓練や高齢労働者対策、失業者支援などが重要であること等が表明された。

失業問題が先進国共通の大きな問題となる中で、93年においてはOECDやECによる取り組みも行われ、注目を集めた。まず、OECDは、92年5月の閣僚理事会での結論に基づき、事務局が加盟国の協力を得ながら雇用失業情勢の分析及び失業の削減のための対策の検討を行い、93年5月の閣僚理事会に「雇用失業研究中間報告」を提出した。最終報告は、94年の閣僚理事会に提出される予定となっている。

また、ECでは、93年5月の閣僚理事会において「成長、競争及び雇用」が主要議題となり、討議の結果、EC委員会がこの問題についての中期戦略に関する白書を作成することとなった。同委員会は、EC諸国における失業増加の要因を分析した上、中長期的な雇用創出のために実施すべき対策を提言した「成長、競争及び雇用に関する白書」を同年12月の欧州理事会で報告した。そして、理事会での討議を通じて、白書の内容を反映させた「失業問題に取り組む行動計画」が作成され、結論文書に盛り込まれた。

主要国の雇用失業対策についてみると、アメリカでは失業保険給付の延長が93年3月及び11月の2度にわたって行われたほか、92年1月発足のクリントン政権の雇用対策として、まず、学校から職場への移行に関する法律案が93年8月に議会に提出された。さらに、94年3月には、失業者を含む労働者に対して必要な技能習得機会及び雇用関連サービスを利用しやすい形で提供することを目的とした再雇用法案が議会に提出された。

ドイツでは、93年9月に「ドイツの経済的立地の将来保障」が、また、94年1月に「成長と雇用拡大のための行動計画」が閣議決定された。これらは、中長期的に産業の競争力を強化し、雇用の維持拡大を図るため、財政支出抑制、減税、社会保障給付の引下げ、雇用対策の改善、規制緩和等の施策を総合的に推進する方針を打ち出したものである。また、失業保険財政の悪化に対応して、94年1月から失業手当等の給付の引下げが行われた。

フランスでは、93年3月末に発足した保守・中道政権の下で今後の雇用対策の柱となる「雇用五ヵ年法」が立案され、11月に成立した。これには、ワークシェアリングをはじめとする労働時間面からの対策、社会保障費に係る企業負担の軽減等による雇用機会の創出対策等が盛り込まれている。

なお、先進国では以上のような失業問題への取り組みのほか、難民又は移民等の流入抑制のための対策として、ドイツにおいて93年5月に基本法(憲法)の改正が、また、フランスにおいて同年5月に国籍法の改正、11月に移民制限法の制定が行われた。

アジア諸国では、労働力不足、高齢化、あるいは市場経済システムの導入に伴う失業増加といった各国の直面する問題に対応して雇用政策の整備が進められた。主なものを挙げれば、韓国における雇用政策基本法及び雇用保険法の制定、シンガポールにおける退職年齢法(退職年齢は60歳以上としなければならないこと等を規定)の制定、中国における国有企業労働者失業保険規則の整備などがある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

2 北アメリカ

(1) アメリカ

1993年においては、雇用失業情勢が依然として厳しい状況にあったことから、91年及び92年に引き続き、失業保険給付の延長が行われたほか、学校から職場への移行に関する法案及び2000年の目標-アメリカ教育法が2月までに上下両院を通過した後、3月半ばから両院協議会において協議が開始された。また、クリントン大統領が92年の就任当初よりその改革の必要性を訴えていた、雇用と訓練に関する包括的な改革法案である再雇用法案が94年3月15日に議会に提出された。北米自由貿易協定(NAFTA)については、労働者保護に関する規定を含む補完協定が締結され、議会審議の後、大統領の署名(93年12月)を経て、94年1月から発効した。

ア 失業保険の給付延長法

93年に入ってから厳しい雇用失業情勢が続く中で、クリントン大統領は、安易な失業保険の給付延長は避けるべきであるとしながらも、その必要性を認め、3月4日に第4次失業給付緊急延長措置としてこれを成立させた。この第4次の措置の終了期限(10月2日)を前にしても、失業率は依然高く、雇用の回復が遅れていたため、政府はさらに第5次失業給付緊急延長措置を11月24日に成立させた。

第5次の失業保険給付延長法の内容は、失業給付の給付期間を失業率が9%以上又は給付期間終了者を加えた失業給付受給率(受給者/被保険者)が5%以上の州は26週、その他の州は20週間延長するというもので(注1)、延長措置の有効期限は94年2月5日までとし、93年10月2日以降に通常の失業給付の受給を終了した者に延長措置が適用される。また、2月5日以前に延長の申請を行った者については、94年4月30日を延長の期限とすることとした。また、今回の法律には、新たに、1)失業保険の受給者に対して、再就職のためのサービスを行うこと、2)新たに事業を始めようとしている失業者も失業保険の給付対象とすること等の失業保険制度の見直しが盛り込まれた。

(注1)

失業保険の給付期間は原則として26週間であるが、給付期間終了者を加えた失業保険受給率が5%以上又は失業率が6.5%以上の州においては13週延長される(恒常措置)。給付延長法による(緊急措置)は、これらをさらに、各州の失業率に応じて一定期間延長するものである。なお、緊急延長措置における延長期間は、全国の失業率が2ヵ月続けて7%未満に下がったときは給付期間をそれぞれ26週間を15週間に、20週間を10週間に、また、6.8%未満に下がった場合はそれぞれ13週間及び7週間に減じることとなっている。

イ 学校から職場への移行に関する法案

クリントン政権の下では、アメリカ経済の競争力強化のための対策の一環として、教育訓練の抜本的な見直しが進められているが、中でも若年者の職業能力開発を促進することが大きな課題となっている。これへの対策として、93年8月5日、学校から職場への移行に関する法律(the School-to-work Opportunities Act)が議会に提出された。同法は、高校卒業生に必要な職業能力を付与し、職場へスムーズに移行できるようにすることを目的として、労働省及び教育省が協力して立案したもので、その後10月13日に下院を、94年2月8日に上院をそれぞれ通過し、両院協議会を経て近く成立の見込みである。法案の概要は以下のとおりである。

(ア) 各州は、学校から職場への移行に関する事業の計画を策定し、その計画に基づいて事業を実施する。

(イ) 連邦は、各州に対して次の各費用を補助する。

- 1) 企業、労働者、学校等による委員会の設置、調査の実施及び地域ごとの事業計画の策定の推進等に必要経費
- 2) 各州が直接実施する事業の経費、各地域の事業の経費

(ウ) 学校から職場への移行に関する事業は次の内容を含むものであること。

- 1) 高い技能を修得するための職業訓練、賃金労働の体験、その他職場での一般的な技能修得のプログラム
- 2) 職業選択等のために必要な職業相談、2000年の目標-アメリカ教育法に示される教育基準を達成することができる学習プログラム及び定期的な学力の評価など学校でのプログラム
- 3) 生徒と企業との結び付け、企業、学校、先生、生徒各間の連絡、企業等への技術的援助等の事業を円滑に進めるためのプログラム

同法案について、ライシュ労働長官は、「これまで学校から職場への移行に関する援助措置を欠いていたために、企業は大きな負担を強いられ、経済全体も悪影響を受けていた」が、「今回の新たなシステムは、若年者の基礎技能を向上させて就業機会を改善し、彼らの経済的安定と独立を可能にする」、また、生産性を向上させるために非常に重要であると述べている。

ウ 2000年の目標-アメリカ教育法

93年4月下旬に議会に提出された2000年の目標-アメリカ教育法(Goals 2000: Educate America Act)は、アメリカで、既に10年以上にわたって展開されてきた教育改革運動によって導き出された教育改革の枠組みを示すもの(政府のコメントより)であり、内容は第1章・「全国共通教育目標」の明文化、第2章・教育基準の設定に関わる「全国共通教育目標委員会」「教育基準及び教育改革に関する審議会」の設立、第3章・州に対する補助金の交付と体系的な教育改革計画の策定の要請、第4章・全国的な職業技能基準と技能証明制度の設定に関わる「全国職業技能基準委員会」及び第5章・雑則の全5章から成っている。第1章の「全国共通教育目標」においては、1)学校教育への準備(すべての子供が就学時に学習準備を終了)、2)学校教育の修了(高校卒業生の比率を90%以上に引上げ)、3)児童・生徒の達成度と市民性(主要教科について4、8及び12の各学年において達成度の測定・評価を行う。児童・生徒が責任ある市民となり、継続的に学習を行い、生産的な労働者となることを可能とする教育を行う。)、4)数学と理科(数学及び理科の学力水準を世界一となるようにする)、5)成人の識字と生涯学習(アメリカの成人はすべて、読み書き計算能力と技能とを備えた労働者であり市民とならなければならない)、6)安全で規律のあるしかも

麻薬のない学校の6つの「教育目標」を挙げ、各項目のねらいを具体的に示している。例えば、3)児童・生徒の達成度と市民性については、「マイノリティーも含めた初等中等段階の児童・生徒の学力を全体として大きく向上させる」、「推理力、問題解決能力、応用力、コミュニケーション能力等の優れた児童・生徒を増やす」、「すべての児童・生徒は、コミュニティーサービスなど市民性をかん養する活動に従事させる」、「外国語を1ヵ国以上話せる児童・生徒の割合を高める」、「すべての児童・生徒に国内の多様な文化、伝統及び世界各地域に関する知識を習得させる」とされている。

また、同法では、教育内容や教育条件の具体的な改善策よりも、むしろ教育改革の枠組みの提示をめざしており、その一つとして、「教育基準」や「職業技能基準」を設定することとしている。この各基準(スタンダード)の設定は、学校のほか行政機関、産業界、地域社会など教育(訓練)の多様な実施主体に対し、子供達が習得すべき知識と技能は何か、どのような教育条件の整備を行うべきかといったことについての共通の目標を提示することが目的とされている。

このうち「職業技能基準」については、同法の第4章において、全国的な職業技能の基準の設定にかかわる「全国職業技能基準委員会」(労働長官、教育長官、商務長官を含む総勢28名から構成)を設立し、同委員会が国内のあらゆる職業を分類して職業群を設定し、この職業群に応じて専門家に基準と技能証明制度の開発を依頼し、これを承認するとしている。

エ 再雇用法案の議会提出

3月15日に議会に提出された、再雇用法案(Reemployment Act of 1994)は、失業者及び雇用者等が必要に応じて技能等を習得し、また、必要なサービス等を利用して、円滑に再就職あるいは転職ができるようにすることを目的として立案された包括的な法案である。

内容は、93年8月に公表された「労働力投資戦略(The Workforce Investment Strategy)」に基づいており、1. 失業者に対する包括的な再訓練、再雇用のためのサービスの提供、2. 雇用関連サービスへのアクセスの向上(「ワン・ストップ・キャリア・センター(One-Stop Career Centers)」の創設)、3. 全国労働市場情報システムの創設による雇用情報サービスの向上の三つが柱となっている。その概要は以下のとおりである。

(ア) 失業者に対する包括的な再訓練、再雇用のためのサービスの提供

これまでの失業者対策は、失業した理由等によってそれぞれ対応が異なっていたり、失業後迅速に必要な対応がとれなかったりするという問題があり、失業者を円滑に再就職へと導くものではなかったとの反省から、次のような対策を講じることとされている。

1) 失業者向けサービスの一本化

失業の理由(企業リストラ、国際貿易協定、国防縮小等)の如何にかかわらず、制度を一本化して同じように各種サービスが受けられるようにする。

2) ニーズに合ったサービスの提供

失業者個人のニーズにきめ細かく対応した各種サービスを失業後早期に提供する。

3) 教育訓練の質の向上

教育訓練の質の向上を図るとともに、常に実践的かつ効果的な教育訓練ができるように、一定期間ごとに見直しを行う。

4) 訓練期間中の所得保障

失業した長期勤続労働者に対しては、長期の終日訓練ができるように、最長18ヵ月の所得保障を行う。

5) 失業保険の柔軟な運用

各州は失業保険制度の中で、以下の給付を新設できるようにする。

- a 新規に事業を始める失業者に対する失業給付
- b 早期に再就職する者への報奨金
- c レイオフを避けるために行われた労働時間短縮の対象労働者への時短補償(注2)

(注2)

事業主が労働者をレイオフする代わりに相当数の労働者について労働時間を少なくとも10%短縮した場合、当該対象労働者に対して失業給付を短縮された時間に応じて支給するというもの。対象労働者に事業主の行う技能向上訓練を受けることを認めているため、恒久的解雇を避けるためにも利用できるとされている。給付の額は、対象者が完全に失業しているとした場合に支給される額に比例したものとなる。

現行の失業保険制度においても、各州がこのような時短補償制度を設けることを認めており、今回の規定はそれを明確化したものとされている。現在は17州で実施されているが、対象者数は失業給付受給者の1%未満と少ない。これは、健康保険、年金等のコストが高いため、時短を行うよりもレイオフすることを事業主が選択しがちであることによるとされている。

(イ) 雇用関連サービスへのアクセスの向上

(1)の失業者への各サービスも含め、一般的な雇用関連の各種サービスを利用しやすくするために、州・地方レベルで「ワン・ストップ・キャリア・センター(One Stop Career Centers)」を創設する。同センターは、これまで分散して行われていた雇用関連の各種サービス(失業保険申請、雇用・訓練サービス、求人・求職援助等)をすべて一括して提供する。

(ウ) 全国労働市場情報システムの創設

これまで各州・地方で利用されるにとどまっていた労働市場関連の各種情報(求人・求職情報、雇用・訓練サービス情報等)をコンピュータ・システムを通じ、全国各地の、「ワン・ストップ・キャリア・センター」で手軽に利用できるようにする。

オ 北米自由貿易協定(NAFTA)

93年8月、北米自由貿易協定(NAFTA)を労働者保護の面で補完する補完協定の締結がアメリカ、カナダ、メキシコの3カ国間で合意され、同協定は94年1月NAFTAとともに発効した。補完協定の締結は、アメリカ

力労働総同盟・産別労組会議(AFL-CIO)等が、NAFTAにより賃金等労働条件の低いメキシコへの工場移転が進み、厳しい状況にある国内の雇用情勢がさらに悪化するとしてNAFTAに反対していることに対応したものである。補完協定のうち労働問題に関する規定の概要(原則的事項)は以下のとおりである。

(ア) 労働原則の実現

3国は、各国の国内法に従って、1)結社の自由、2)団体交渉の権利、3)スト権、4)強制労働の禁止、5)年少者労働の禁止、6)雇用最低基準、7)労働差別の撤廃、8)男女給与均等化、9)労働災害の防止、10)労働災害に対する補償、11)移民労働者の保護等の労働原則の実現を促進する。

(イ) 協定による一般的義務の確立

その上で、協定は、1)労働条件・生活水準の向上、2)労働法の実効的適用の促進、3)協定の原則を促進するための協力・協調、4)各国労働法、機構、法体系の相互理解を促進するための出版・情報交換等の一般的義務を確立する。

(ウ) 「労働に係る協力のための委員会」の設置

また、協定により、閣僚会議、国際調整事務局及び国内運営事務所からなる「労働に係る協力のための委員会」が設立される。閣僚会議は、協定実施の監督、事務局の監視等を行う。国際調整事務局は、常設機関として、閣僚会議への技術的援助等を行うほか、定期的に報告書を作成して閣僚会議に提出する。国内運営事務所は、各国に設けられ、情報提供や窓口としての業務を行う。

(エ) 紛争処理の手続き

1) 安全・衛生、幼児労働、最低賃金等の問題に関して紛争が生じた場合、まず、国内運営事務所を通じた情報交換等が行われる。その後、閣僚会議が加盟国(最低1国)の要請により開催され、問題解決のための専門評価委員会が召集される。専門評価委員会は、当該問題に関する調査を実施し、報告書を作成して閣僚会議に提出する。当該問題が構造的なもので、閣僚会議が解決できない場合は、加盟国(最低2国)の要請により、専門家による仲裁パネルが設置される。

2) 仲裁パネルの審査の結果、被提訴国の労働行政が不十分であると委員会が判断したときは、被提訴国は、60日以内に問題を解決するための行動計画を策定し合意しなければならない。期限内に合意できない場合は、さらに60日以内にパネルが同行動計画を評価、又は対案を提示することができる。

3) 行動計画の実施状況を審査するため、仲裁パネルは随時会合を開催することができ、行動計画を遵守しない被提訴国に対しては、金銭的貢献を課することができる。被提訴国が金銭的貢献を行わず、引き続き労働行政の実施を怠っているとパネルが判断したときは、パネルは、アメリカ及びメキシコについては、支払うべき金額の範囲内(最高2,000万ドル)でNAFTAの恩恵を停止し、一方、カナダについては、支払いと行動計画の実施を行うようカナダ連邦裁判所に提訴することができる。

なお、この労働者保護に関する補完協定について、AFL-CIO等は満足のいくものではないとしている。AFL-CIO等が強調しているのは、NAFTAの内容には労働力の移動の自由化は含まれていないため、よりコストの低い労働力を求めてアメリカからメキシコに企業進出が進めば、アメリカ国内における雇用機会を減少させ、同時に労働需要がより高度な技能労働者へとシフトするので、これまで単純労働者として働いていた約2,700万人がその変化に対応できないのではないかということである。

これに対して政府は、NAFTAの施行により職を失った労働者に対しても、88年包括貿易法により輸入の増加によって職を失った労働者に対して行っている援助(貿易調整援助 Trade Adjustment Assistance : TAA)と同様の職業訓練及び所得補助を行うこととしている。この措置は、当初は、93年12月8日に成立

したNAFTA施行法に組み込まれているNAFTA移行調整援助(NAFTA-TAA)プログラムにより行われるが、前記(ウ)の再雇用法案によって、他の失業者に対する措置と同様に包括的なプログラムに組み込まれる予定となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

2 北アメリカ

(2) カナダ

カナダにおいて、雇用・失業対策の中心となっているのは、1985年に連邦政府によって導入された「カナダ雇用戦略(Canadian Jobs Strategy : CJS)」と称するプログラムであるが、89年からは、職業能力開発及び雇用促進を進めるために「カナダ労働力発展戦略(Labour Force Development Strategy ; LFDS)」と称する新しいプログラムが付け加えられた。このLFDSプログラムについては、92年に見直しが行われた。

ア カナダ雇用戦略(CJS)

「最も必要とされる人を優先する」、「最も適したプログラム、サービスを提供する」、「意思決定は各地域レベルで行われる」を基本方針として、従来から以下の6つの基本プログラムが実施されている。

1) 雇用開発対策

24週間以上失業している長期失業者を対象に、協力企業によるOJT、講義及び職業経験を組み合わせた訓練を行う。

2) 新規就業対策

主に高校等中退者、女性など新規就業又は再就職が困難な者を対象に、職業経験や教育訓練の機会を与える。

3) 技能労働者不足対策

技能労働者不足に直面している企業を、労働者の訓練又は移転援助等により援助する。

4) 技能投資対策

技術革新や市場変化に伴う職業能力開発の必要性がある労働者に対して、訓練、住居の移転等に関する援助を行う。また、レイオフされた労働者の再雇用を促進するための援助を行う。

さらに、レイオフを避けるためのワーク・シェアリングの導入に対する援助も行っており、ワーク・シェアリングの対象者にそれによって減じた分の賃金を失業保険から給付している。これは、雇用主にとっても熟練労働者の雇用を維持できる点で有用である。

5) 地域将来対策

特に都市から離れた地域において、起業援助、企業発展援助、労働者への訓練、住居移転援助等を通じて雇用を確保し、また、地域発展のための援助を行う。

6) 技術革新対策

現在は、技術革新に関連した労働市場の問題の解決のために調査及び諸活動を行っている。

イ 労働力発展戦略(LFDS)

連邦政府の労働市場政策を失業者に対する一時的な所得保障から、失業者が有用な職に就くための各種援助へとシフトさせることが目的とされている。その基本プログラムは以下のとおりである。

1) 民間部門の職業訓練の強化

カナダ産業の競争力を高めるため、新規入職者等を対象とした民間部門の職業訓練を強化する。企業内の教育訓練と学校教育とを組み合わせたアプレンティスシップ制も取り入れる。

2) 失業者援助対策の強化

失業保険受給者に対する職業訓練を強化するとともに、就職情報の提供、就職援助等にも力を入れる。

3) 高齢労働者等に対する援助の充実

高齢労働者及び社会的補助の受給者に対する職業訓練並びに自営業者に対する資金援助を充実する。

4) 失業保険制度の改革

失業保険の適用範囲を65歳以上及び自営業主の配偶者に拡大する一方で、受給資格に必要な就業期間の延長、最長給付期間の短縮、自発的理由による失業者への給付制限等を内容とする失業保険法の改正を行う(90年に実施)。また、同時に失業者を対象とした職業訓練制度の導入等の就職援助サービスが拡充。

労働力発展戦略(LFDS)は92年に見直しが行われ、次の4本の基本プログラムに再編された。

1) 雇用可能性の向上

労働市場において雇用を得るための困難に直面している人、あるいは失業保険受給者で再就職のために援助を必要としている人に真に必要な援助を行う。

2) 労働市場調整

職場における訓練等への援助を通して、問題に直面している経営者を援助する。

3) 地域発展援助

起業援助等を通して、雇用関連の問題に直面している地域を援助する。

4) 情報サービス等

労働市場情報の提供、職業紹介サービス等の充実を図るとともに、労働市場関連の研究活動を行う。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

3 西ヨーロッパ

(1) イギリス

ア 雇用省の行政機構の整備

雇用省は、政府が1988年に発表した行政組織運営の効率化及びサービスの向上を図るためのプログラム(「Next Steps」)に基づき、雇用省の政策実施機関として従来のマンパワーサービス委員会(注3)の業務を引き継ぐ雇用庁(Employment Agency)を90年4月設立し、雇用省から分離した。この機構改革に伴い、雇用省は、従来雇用省の直轄下部組織であった失業給付事務所(注4)と従来マンパワーサービス委員会の下部組織であったジョブセンター(職業紹介所)の行っていた業務を統合して行う雇用サービス事務所の全国設置を進めており、95年末までに全国に1,200所設置することを予定している。93年11月現在821事務所が完成したが、年度末(3月)までにさらに79所が完成する予定である。

(注3)

1973年雇用訓練法に基づき、職業紹介、雇用・失業対策等の職業安定行政を実施するために設置された三者構成の委員会。1988年解散

(注4)

失業給付の支給事務は、雇用大臣が社会保障大臣から委託を受けて行っている

イ 雇用庁の93年度の事業計画

雇用庁の任務は、国民が就業できるようにサービスとプログラムを提供することであり、雇用大臣と雇用庁長官は、同庁の設立趣意書に基づき、毎年度初めに雇用庁が行う事業計画目標を定めた協定を結ぶこととなっている。

93年度(93年3月～94年4月)の事業計画目標における重点施策は、以下のとおりである。

(ア) 失業者、特に6ヵ月以上の長期失業者及びインナー・シティー(Inner City)の失業者に対する就労援助

目標147万人、このうち、27%は長期失業者、35%はインナー・シティーの失業者及び3%は障害失業者の就労を目標とする。

92～93年度実績(対象者)：就労援助142万人。うち長期失業者24.3%、インナー・シティー34.4%及び障害者2.8%。

(イ) 失業者に対する助言及び援助

雇用サービス事務所に登録された失業者のうち65%の者に就労訓練(下記ウ、(イ)参照)を受講させる。

初回失業給付申請者の87%に対して助言面接を実施した後受理する。

12ヵ月以上の長期失業者を強制的にジョブプラン・ワークショップ(下記ウ、(ウ)、1)参照)に参加させる。

(ウ) 給付等支給の適正化及び迅速化

給付等申請手続き後6日以内に社会保障給付支給コンピュータに入力(87%)し、給付資格認定日に初回給付の発送を行う(年末まで90%)。

失業給付支給の適正化を図る(初回受給者の追跡調査、不正受給の摘発等)。

(92/93年度実績：不正受給摘発、61,000人)

ウ 93年度(93年4月～94年3月)における雇用・訓練対策

93年度は、新規の対策として開始されたものはないが、従来から行っていた「雇用訓練事業」及び「雇用計画」を発展的に統合して「就労訓練」とした。これは、失業者に提供する訓練及び就労援助活動を統合して個々の失業者により適切な就労の機会を提供することを目的としている。また、失業給付の不正受給の適正化を図る観点から、給付等の初回申請者に対する助言・指導の強化が図られた。93年度に実施された対策は、1)若年者の技能の向上を目的とする訓練対策、2)成人失業者の訓練及び就労促進を目的とする対策及び3)長期失業者に対する助言・指導並びに就労促進を目的とする対策等に分けられる。具体的内容は、以下のとおりである。

(ア) 若年者の技能の向上を目的とする対策

1) 若年者訓練

本訓練の原対策は、83年から開始されている。当初は、若年失業者を対象とする対策であったが、88年10月社会保障法の改正により18歳未満の若年者に対する失業給付の支給を廃止したことに伴い、16歳及び17歳の若年者は失業者に限らずすべて本訓練に参加できるようになった。現在は、若年失業者対策というよりは、むしろ若年者の技能向上を目的とする訓練対策の大きな柱となっている。したがって、現在の本訓練の目的は、1)全国職業資格検定資格(レベル2以上(注5))が得られるような訓練を行うこと及び雇用者として必要な幅広い技能を習得すること、2)地方、地域の必要とする技能者レベルの技能を習

得させることとされている。

訓練生に対しては、以下の手当が支給される。

若年者訓練

16歳：週29.50ポンド、17歳：週35ポンド

対象者：	92年度（実績）	93年度（見込み）	94年度（予定）
	185,000人	159,000人	153,000人

(注5)

全国職業資格委員会の認定する資格。レベル1～5までである。レベル2は、基本クラフトの認定。

2) 若年者訓練クレジット

前記1)を補完する制度で、18歳未満の若年者で就労できない者又は就労より訓練を選択する者は、TECs(訓練企業委員会)の発行する「訓練クレジット」の交付を受け、TECsの認定する使用者にこれを提示すれば資格の得られる訓練を受けることができる。訓練生に対して訓練手当は支給されないが、使用者は「クレジット」により企業委員会から訓練費の支払いが受けられる。

若年者訓練クレジット

対象者：	92年度（実績）	93年度（見込み）	94年度（予定）
	21,000人	33,000人	47,000人

(イ) 成人失業者の訓練及び就労促進を目的とする対策

1) 就労訓練(Training for Work)

93年4月から以下のa及びbを発展的に統合したものであり、内容は、両対策の内容と同じである。すなわち、失業者は、手当を受けながら技能を習得するため訓練を受けることができ、また、技能習得後も就労できない場合は、求職活動を行いながら地域就労事業に従事する。失業者ができるだけ早く職場復帰できるよう援助する対策である。

a 雇用訓練事業(Employment Training)

88年9月、従来の「地域就労事業」を発展的に統合した対策である。6ヵ月以上の長期失業者が容易に就業機会が得られるように技能習得の機会を提供する制度で、訓練生に対しては失業給付の他に手当(週5～11.5ポンド)を、使用者に対しては助成金(受入れ1人につき15ポンド、及び訓練期間中週当たり17.5～40ポンド)を支給する。対象者は18～59歳の長期失業者(94年4月から63歳までに引上げ)。

b 雇用計画(Employment Action)

91年10月開始。6ヵ月以上の長期失業者に対して求職活動をしている間、地域就労事業に従事させる。従事期間中は失業給付の他に週10ポンドの手当を最高12ヵ月間支給する。

雇用計画(Employment Action)

対象者：92年度（実績）	93年度（見込み）	94年度（予定）
246,000人	270,000人	277,000人

2) 起業援助制度(Business Start-up)

自営業を開業しようとする失業者を援助する制度。訓練及び開業準備及び相談を受けている間最高15ヵ月間手当を支給する。

起業援助制度(Business Start-up)

92年度（実績）	93年度（見込み）	94年度（予定）
36,000人	48,000人	48,000人

3) 訓練受講制度(Learning for Work)

6ヵ月以上の長期失業者に対して、1年間フルタイムの職業訓練を提供する。

費用は無料で、失業手当相当の手当を支給する。

対象者：93年度実績 36,000人

(ウ) 長期失業者に対する助言・指導及び就労援助

1) ジョブプラン・ワークショップ(Jobplan Workshops)

1年以上の長期失業者に対して1週間の就労・訓練コースへの強制参加を義務付け就労を促進する。

2) ジョブ・サーチセミナー(Job Search Seminar)

失業者に対する専門家による2日間の求職・応募方法の説明

3) ジョブレビュー・ワークショップ(Job Review Workchops)

高度の専門的職歴を有する失業者に対してスペシャリストによるガイダンスを実施し、適職を選択する機会を提供する。

(エ) 初回失業者に対する援助の強化

「職場への復帰」(Back to Work)計画により、初回失業給付申請者に対して積極的援助を行い、特に失業給付申請後13週間目の面接において、前記ウ2) 及び 3) 又は他の対策への参加を助言する。

エ 94年度の新規雇用訓練対策及び社会保障給付の変更

(ア) 訓練対策

93年12月2日、ハント雇用大臣は、94年度予算における新規の訓練対策として、「近代的徒弟訓練(Modern Apprenticeships)」の実施を発表した。同対策の概要は、以下のとおりである。

対象者は、若年訓練と同じ。訓練の実施及び内容は、若年訓練クレジットと同じであるが、若年者が全国職業資格レベル3以上(注6)の資格を取得できるよう訓練期間を2年半~3年間に延長する。

予算は若年者訓練クレジット(前記ア2)参照)による。94年度の対象者予定数は40,000人。

(注6)

全国職業認定委員会の認定資格。上級クラフト及び技術者。

(イ) 雇用に関する社会保障給付等の変更

政府は、94年度予算において、以下の雇用に関する社会保障給付の変更を発表した。

1) 失業給付から求職者手当(Jobseekers' allowance)への変更

失業者の就労を促進するため、現在の失業給付を96年4月から求職者手当に変更し、支給期間を現行の52週から6ヵ月に短縮する。所得補助(Income support)(注7)への切り替え条件は同じとするが、資産・所得調査を厳しくする。

2) 女性の年金支給開始年齢の引上げ

現行60歳となっている女性の老齢年金の支給開始年齢を2010年から段階的に男性と同じ65歳に引き上げる。

3) 疾病休業給付の還付金の制限

労働者が休業した場合は、使用者から休業補償給付を受けることができ、現在使用者は労働者の休業3日後から最高28週後までの日に係る給付支払い額の80%までについて国民保険から還付を受けることができるが、これを国民保険使用者拠出金年間20,000ポンド以上の大企業使用者に対しては、94年4月から還付しないこととする。

4) 国民保険拠出金使用者負担分の引下げ

国民保険の使用者負担分を0.2%引下げ(10.4%→10.2%)、労働者負担分を1%引き上げる(11%→12%)。

(注7)

失業給付支給期間を満了した者に対して、資産・所得調査(means test)の結果により無拠出の所得補助(生活保護手当)が支給される。

オ 障害者雇用対策

(ア) 一般雇用への就業援助

一般雇用への就業が可能な障害者に対しては、雇用サービス事務所における特別相談員による相談のほか、1)就労評価及び相談(Placing Assessment and Counselling Team PACTs)プログラムによる能力評価及び相談業務、2)能力開発センターにおける訓練・機能開発等及び3)重度障害者に対する器具供与及び読書等のサービス等の援助を行っている。

(イ) 保護雇用プログラム

重度障害者の保護雇用は、1)地方自治体及び任意団体の運営する保護作業所における保護雇用と2)政府の助成金を受けて民間企業が行う指定雇用(Remploy)により行われている。対象者の実績及び予定は以下のとおりである。

保護雇用プログラム

	92年度（実績）	93年度（見込み）	94年度（予定）（人）
機能評価	26,500	26,500	27,000
機能開発	14,000	14,000	14,000
保護雇用	12,250	12,250	12,250
指定雇用	8,650	8,650	8,650

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

3 西ヨーロッパ

(2) ドイツ

ア 解雇通告期間法改正

1993年9月30日、連邦議会において、解雇通告期間法改正案が成立した。主な内容は、労働者(ブルーカラー)と職員(ホワイトカラー)の最低解雇通告期間を4週間(勤続年数が5年未満の者の場合)に統一することであり、同年10月15日から施行された。

この改正は、連邦憲法裁判所が90年5月、現行法上、解雇通告期間について労働者(2週間)と職員(6週間)との間に差があるのは不平等であるとし、93年6月末までに統一するように命じる判決を下していたことに対応したものである。

改正案には、このほか、1)勤続5～7年までの勤労者に対する最低通告期間は2ヵ月、2)8～9年までは3ヵ月、3)10年以上は4ヵ月、4)最高は20年以上で7ヵ月とする、5)試用期間(最高6ヵ月)中は最低2週間の通告期間が必要、などの内容が盛り込まれている。いずれも、最低の基準であり、個別の労働協約でこれを上回る通告期間を定めることは可能である。また、現行の労働協約は法改正に関係なく引き続き有効であるとされている。

イ ドイツ基本法(憲法)16条改正

93年5月28日、難民流入規制のためのドイツ基本法(憲法)16条改正案がドイツ連邦参議院で可決され、成立した(7月1日から施行)。

ドイツでは、かつてのナチス・ヒットラー時代の排他的民族主義への反省から、基本法(憲法)16条において「政治的に迫害される者は、庇護権を享有する。」と規定し、ドイツへの政治的亡命を希望する者は誰でも入国を認めた上で亡命審査を行い、受入れの可否を決定するという仕組みがとられてきた。しかし、近年、この規定を利用して東欧諸国等から庇護権申請者として入国する者(そのほとんどが経済難民)が増加し、92年は年間で44万人にも達した。そして、このため審査期間中に支給する生活費等の費用の増加が財政上大きな負担になるとともに、いわゆるネオナチによる外国人排斥の動きを刺激するなどの問題が生じていた。

改正の内容は、基本法の「政治的亡命権」の条項は存続させるものの、1)「政治的迫害のない国」を法律で規定し、当該国からの入国者は政治的迫害の事実を証明しない限り庇護権を受けられないこととし、2)法律で定める「安全な第三国」を経由してドイツに入国しようとする者は庇護権を受けられないこととする(したがって、審査を行わず、直ちに送り返すことになる。)、というものである。1)の「政治

的な迫害のない国」は、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、スロヴァキア、ガーナなど、また、2)の「安全な第三国」はEC諸国をはじめ、オーストリア、スイス、チェッコ、ポーランドなどとされている。

なお、これに先立つ5月7日、ポーランドとの間で、ポーランド経由でドイツに入国しようとする庇護権申請者を同国に送還することができること、及びポーランドに対して国境防備のための設備や送還された難民の収容施設の整備について財政的援助を行うことを定めた協定を締結した。

ウ 94年度以降の雇用対策関係支出の削減のための雇用促進法の改正

連邦財政の悪化の一因となっている雇用対策関係経費の増加に対応して、失業手当を始めとする各種賃金補償給付の引下げ等を行うことを内容とする雇用促進法の改正案が93年12月17日、連邦参議院において成立した(94年1月1日から施行)。

93年度(1～12月)のドイツ連邦雇用庁予算(注8)は当初876億ドイツマルクであったが、景気後退による雇用情勢の悪化のため、93年初めの時点で、失業手当を中心に年金移行手当、操業短縮手当等の支出が予算枠を大きく超えた。年央に補正予算を組んだものの、93年度の総支出は約1,100億ドイツマルク(前年度比17.1%増)に達し、事業の赤字幅が244億ドイツマルクと、前年度の138億ドイツマルクを大幅に上回る事となった。この赤字分は、労働社会省の予算から補填される仕組みになっており、連邦政府の財政を圧迫している。93年度の連邦政府の財政赤字は、676億ドイツマルク(93年12月末時点)と前年度の388億ドイツマルクを大幅に超えた。

改正の内容は、失業手当、操短手当、悪天候手当(悪天候による建設作業中断の際に支払われる手当)、失業扶助(現在失業中の者で、失業手当受給資格のない者に支給される手当)、生計手当(職業訓練受講中の生活維持のために支払われる手当)等の給付率の引下げが中心であるが(表1-1-25)、このほか各種の措置について以下のような変更が加えられた。

表1-1-25 ドイツの各種賃金補償給付の給付率の改正

表1-1-25 ドイツの各種賃金補償給付の給付率の改正

	(%)			
	改正前		改正後(94年1月1日以降)	
	子どものいる者	子どものいない者	子どものいる者	子どものいない者
失業手当	68	63	67	60
操短手当	68	63	67	60
悪天候手当	68	63	67	60
失業扶助	58	56	57	53
統合扶助	58	56	57	53
統合手当	63	63	60	60
職場リハビリテーション対象者移行手当	80	70	75	68
生計手当	73	65	67	60

資料出所：ドイツ連邦労働社会省「Bundes Arbeitsblatt」(1994年1月号)

注1 各種給付の給付率は、手取り労働報酬(又は他の算定基礎額)にこの表の給付率を乗じることによって算出される。

2 統合扶助、統合手当は、それぞれ93年1月1日以降又は92年12月31日以前に入国した帰還民に対して失業中又は職業訓練受講中の生活維持のために支払われる給付。

3 職業リハビリテーション対象者移行手当は、障害者が各種職業リハビリテーション措置に参加している期間中の生計維持のために支払われる給付。

1) 給付計算について

失業手当、失業扶助等及び生計手当の額の計算については、計算の基準を過去3ヵ月の手取り労働報酬としていたのを、過去6ヵ月のそれに変更する。

2) 失業扶助について

失業手当支給期間終了後に続けて支給する失業扶助は、引き続き期限なしに支給されるが、所定の期間社会保険料を支払っていないため失業手当を受けられない短期間の就業者、官吏、裁判官、司法修習生及び軍人については、支給期間を最長1年に限定する。その後は、必要に応じて社会扶助を受けられる。

3) 生計手当について

使用できる財源の枠内での裁量的手当とする。

4) 悪天候手当について

給付率の引下げとともに、12月から2月末までの間(現行：11月～3月末)に、支給期間が2ヵ月短縮される。さらに、96年から制度自体が廃止される。

5) 向上・転換訓練促進措置について

向上訓練及び転換訓練の促進措置の対象者は、直接失業の危険にさらされている者又は訓練を受けていない者に限られる。

6) 操短手当について

操短手当受給者のための社会保険料は、操短開始時から使用者が負担するものとする(現行では、最初の6ヵ月については、連邦雇用庁が負担している。)

7) 帰還者のための統合手当について

手当受給の一般的な最長期間を12ヵ月から6ヵ月に短縮する。

8) 雇用創出措置従事者について

対象者は、期限つき雇用に従事するためであっても雇用創出措置から呼び戻されうることとする。

このような改正を踏まえた94年度の雇用庁予算は1,070億ドイツマルクとなっており、うち176億ドイツマルクが連邦政府の一般会計から補填されることになっている。

失業保険料を主な収入とし、失業手当、操短手当、職業訓練促進、雇用創出措置等の経費を支出する特別会計

エ 「ドイツの経済的立地の将来保障」を閣議決定

93年9月2日、「ドイツの経済的立地の将来保障」が閣議決定された。これは経済省が取りまとめたもので、統一コストの増大や景気後退などにより基盤が揺らいでいるドイツ経済を建て直すための中・長期的戦略としての意味を持つものとされている。

同文書は、「かつてドイツでは、公共心、連帯及び技術革新の受容といったものの価値が重要とされていたが、いまやそうではなくなっているように思える。そして、ドイツ人は変化や革新を進んで受け入れようとする気持ちを失っている。戦後世代の人々は、権利だけでなく、責任に対しても集中心を持たなかった。」と述べ、終戦後のドイツの復興を支えたより勤勉な価値観の復活を訴えている。そして、現在のドイツが抱える教育システムの弱さ、行政の過剰人員、失業者の復職を妨げている硬直化した労働市場等を問題点として指摘した上で、財政・税制、労働、社会保障、民営化、教育の各分野にわたる政策の指針を示している。

主な内容は、次のとおりである。

(ア) 経済・金融政策

- 1) 96年までにGDPに占める公的部門の財政赤字を3%以下に抑える。また、公的部門の支出を縮小する(GDPに占める公的部門支出比率；92年50.5%を99年までに統一前水準；45.8%にする。)
- 2) 州・市町村行政の効率化、特に旧東独地域の過剰人員・補助金の削減
- 3) 営業用資産税・営業資本税の廃止の推進

(イ) 労働政策

- 1) 経済全体にとっての社会保障支出の負担を増大させないようにする。そのため、健康、年金、失業、介護の各保険の保険料率を据え置き、又は可能であれば引き下げる。
- 2) 公共サービス(健康、教育、環境保護等)部門における労働時間の延長による公共サービス需要増加への対応
- 3) 民間職業紹介事業の2年間の試行実施とその結果を踏まえた営利的民間職業紹介事業についての方針決定
- 4) 就業促進法の期限延長(期限付雇用契約についての研究結果により適当とされた場合)

5) 長期失業者の就業を促進するため、再雇用時の賃金率を正規の水準より低くすることについて労使が合意するよう連邦政府がアピールする。

6) 職業安定機関の就職あっ旋を拒否した場合の待機期間の12週間への延長

7) 93年8月決定の雇用促進法改正案に従って、失業保険の給付及び労働市場政策を現下の財政的、経済的条件等に適合するよう、引下げ又は統合する。

(ウ) 高齢化対策

1) 年金制度の安定のための児童扶養控除額の増額

(エ) 健康保険政策

政府健保制度の赤字削減のための現行制度の見直し、受益者の負担増加の検討

(オ) 民営化政策

1) ドイツ連邦の出資を減らすため、特に郵便や国鉄の民営化を早期に実現する。

また、現在地方自治体の行っている事業の一部(電力、水道、清掃等)を民営化する。

2) インフラ整備の公的支出への見直し

(カ) 教育政策

1) 高校卒業資格試験までの期間を13年から12年へ短縮

2) 大学就学期間の短縮

オ 不完全雇用削減戦略

93年11月14日、労働社会省により「不完全雇用削減のための戦略」が発表された。これは、最近のドイツにおける厳しい雇用情勢に鑑み、担当大臣として不完全雇用(失業及び公的資金によって支えられた雇用(すなわち実質的な失業)を指す。)に対する基本方針を示したものである。その概要は以下のとおりである。

- 1) 昨年、積極的労働市場政策によって、約200万人もの雇用創出が行われたが、今年もこの数は同様であろう。その結果、ドイツ連邦全体で約600万人もの不完全雇用者を抱えることとなる。潜在的労働力に仕事を与えるためには、中期的にみて毎年3.5%の経済成長が必要となる。これを達成するための可能性は、旧東独地域、ヨーロッパの統合に伴う適応、中東欧諸国における経済的変革の中に存在している。旧東独地域については、バラマキ援助をやめるとともに、すべての関連する政策の調整改善が必要である。
- 2) 1984年から92年までの間に、雇用者は320万人増加したが、失業者は60万人減少したにすぎない。これは、女性労働力が150万人、外国からの移住による労働力が110万人それぞれ増加したためである。こうした状況からみて、特に越境通勤の制限や観光ビザ発給審査の厳格化によってEC諸国以外からの労働力流入を意図的に抑制する必要がある。
- 3) 他方、ドイツ人失業者の雇用可能性を徹底的に追求していかなければならない。例えば、失業期間6ヵ月以上の者は従前の職より低い資格水準の職の求人にも応じなければならないという原則を厳格に適用することや、現在外国人が従事している農業の季節労働への就労を促進することが必要である。
- 4) パートタイマーとしての就業は、失業した場合に失業手当の額が低くなるといった理由から敬遠されているが、失業手当の算定基礎をフルタイマーの賃金とするなどの措置を講ずることによってこれを促進し、サービス、介護、家政等の領域において新たな職場を開拓する必要がある。
- 5) 経済及び雇用情勢の変化に応じた弾力的な賃金協約の展開、労働時間の効率的な編成等について労使当事者間で協議を続ける必要がある。

カ ドイツの成長と雇用のための行動計画

94年1月26日、連立与党が合意した「成長と雇用のための行動計画」が閣議決定された。経済成長や雇用促進を阻害している構造的問題点を中・長期的視点から改善し、安定した経済成長を維持することをねらいとしたもので、内容は、財政の緊縮、雇用対策の改善、民営化及び規制緩和の促進、中小企業への助成、法人税制の改革等30項目に及ぶ。追って、具体的な実施事項を確定し、関連法案の作成等が進められる予定となっている。計画の主な内容は次のとおりである。

(ア) 財政の緊縮

- 1) 連邦、州、地方自治体、社会保険を含む一般政府支出の対GDP比率(93年は52%)を2000年までに東西ドイツ統一以前の水準(90年46.2%)に抑制
- 2) 94年度予算における50億マルクの歳出削減措置の堅持
- 3) 94年の公共サービス部門の賃金凍結(具体的には、賃金交渉の結果如何による。)

(イ) 雇用政策上の手段の改善、拡大

1) 雇用創出措置(失業者又は失業の危険に直面している労働者に公共の利益に合致する事業での一時的な雇用を提供する公法上の法人又は民間事業者に対して、賃金の一部を補助する制度)に係る賃金補助の算定基礎を従前賃金の80%に引き下げる。

2) 現在、旧東ドイツ地域のみ適用されている雇用促進法第249条h(環境改善分野等における雇用創出措置)を、旧西ドイツ地域の特に構造的危機に陥っている地方について、以下の条件で導入する。

a 1997年をもって措置は失効する。

b 支給期間は最高2年とする。

c 賃金は、他の比較しうる労働者の80%までとする。

d 対象となる雇用分野は、環境改善、社会サービス、青少年扶助とする。

3) 失業者への雇用機会の提供、長期失業中の失業扶助受給者に対する季節労働のあっ旋(季節労働に従事した場合、失業扶助の一部が一時金の形で追加支給される。)

4) 現在、芸術家に限って雇用庁が委託の形により実施している有料職業紹介を許可制とし、民間事業者が実施できるようにする。また、職種の限定も撤廃する。

5) パートタイム労働増加のために以下のような施策を講じる。

a フルタイマーからパートタイマーに移行した場合、失業手当を過去3年以内の最高の週労働時間に基づいて算定することとする。

b 公共サービスにおけるパートタイム雇用創出のためのプログラム策定

6) 雇用機会拡大と競争力改善のための労働時間・工場稼働時間の弾力化等を内容とした労働時間法の全面改正

7) 外国人の不法就労等に対する対策の強化

8) 95年失効予定の就業促進法(期限付き雇用契約を認めている。)の有効期限をさらに5年延長する(雇用促進の観点から)。

(ウ) 民間(活力)の活用、規制緩和による成長力強化

- 1) 政府所有の独立企業体であるテレコム(通信)、ポストディーンスト(郵便配達)、ポストバンク(郵便貯金)の株式会社化等
- 2) 94年3月までに高速鉄道整備計画の財源問題等についての具体案を策定(産業界、銀行界と協議の上)
- 3) 94年秋までに高速道路(アウトバーン)の新規建設区間の財源や建設、運営に関する問題等についての具体案を策定

(エ) 中小企業設立・技術革新支援

- 1) 旧東ドイツ地域のみにも適用されていた中小企業設立支援のための自己資本援助プログラムの旧西ドイツ地域への適用再開
- 2) マイスター(技術者)養成コース及び職業再訓練のための低金利融資・保証の実施(93年12月10日に決定済み)
- 3) 個人事業の開業等による失業者の自立を促進するための手当支給

(オ) 税制

- 1) 94年10月実施予定の総選挙後の議会提出を目指した企業税制の見直し、所得税の課税最低限の引上げ等を含む租税政策具体案の策定(94年夏までに)

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

3 西ヨーロッパ

(3) フランス

ア 新政権による93年度補正予算案における雇用対策

1993年5月10日、同年3月末に発足した保守・中道新政権によって「経済再活性化対策」等を盛り込んだ93年度補正予算案が発表された。首相は同案を「公的赤字の放漫を阻止しつつ、雇用及び政府の優先分野での活動を支持するための補正予算」と説明し、1)財政の中期的健全化、2)雇用のための経済刺激、3)公平な努力の分担を目指していると述べた。しかし、この「対策」だけでは景気回復や失業問題の解決は図れないとする意見が強かったため、その後5月25日に雇用対策等の経費を増額した修正補正予算案が改めて発表された。

まず、「経済再活性化対策」の主な内容は以下のとおりである。

- 1) 建設、不動産不況への対応策としての公共事業の促進、社会住宅(日本の公団住宅に近いもの)の購入、賃貸のための低金利融資枠の拡大等。これによって5万人以上の雇用の創出が見込まれる。
- 2) 雇用創出、企業成長のための家族手当企業負担分の軽減等。具体的には、社会保障制度の一環としての家族手当企業負担分を、賃金が最低賃金(SMIC)額の1.1倍以下の労働者については廃止、同じく1.1～1.2倍の労働者については現行の半額とする。

また、同補正予算案に盛り込まれた雇用関連対策は、総額140億フラン(注9)で、そのうち70億フランは「経済再活性化対策」の中に含まれる。具体的には、連帯雇用契約(CES)(注10)の追加25万人分(42億フラン)、失業保険財政の赤字補填(24億フラン)、鉄鋼業界援助(4億フラン)、家族手当の企業負担の軽減分の国による肩代わり(45億フラン)及び若年者を見習い雇用制度等で雇い入れるなど、若年者の雇用、職業訓練に積極的に取り組んでいる企業に対する税制上の優遇措置(25億フラン)である。

なお、同補正予算案には、ガソリン税及びアルコール税の引上げ、社会保障制度の赤字解消のための、社会保障制度の国民負担分(「一般社会負担」)の率の引上げ、年金の物価スライド化等も盛り込まれた。

次に、5月に修正された補正予算案は、原案に260億フランを上乗せするものである。これには、400億フランにも上る国債の発行も含まれており、国債による資金は公共事業、雇用対策等に充てられる。新たに加わった雇用対策関連予算は、連帯雇用契約(CES)件数の15万件の増(45万件→60万件)、解雇規制のために企業に義務付けられている再就職促進プランの内容に係る監視の強化、職業訓練制度の改善等である。

(注9)

1フラン=18.2円(93年11月)

(注10)

地方公共団体等が若年失業者、長期失業者、高齢失業者等を対象に3ヵ月から1年の契約で公共サービス、公共事業等でのパートタイム労働の場を提供するもの。

イ 94年度予算

94年度予算法案は、93年9月22日の閣議に提出、採択されたが、財政赤字削減、歳出抑制の方針の下でも雇用関係予算は増額された。労働・雇用・職業訓練省予算は、826億フランで前年比3.9%の増加(前年度795億フラン)であった。これを含め、雇用関連予算は全体で総額1,088億フラン、前年比6.9%増(前年予算額1,018億フラン)と大幅な伸びとなった。雇用関連予算の増額分の多くは、「雇用五ヵ年法」(後記ウ参照)の関連予算である。増額の主な内容は、以下のとおりである。

1) 雇用対策関係費

雇用5ヵ年法の関連で、

- ・ 操業短縮等による企業内の部分的失業者のための手当
- ・ 企業が従業員に支払う家族手当の国家補助
- ・ 早期退職制度の強化
- ・ 失業保険財政(注11)の再建のための援助金
- ・ 職業安定所(ANPE)(注12)への補助金

2) 職業訓練対策関係費

若年者等の雇用を促進するための各種制度の対象者数の拡大

- ・ 見習い訓練制度(注13)
- ・ 資格取得契約(注14)
- ・ 連帯雇用契約(CES)(注15)
- ・ 雇用復帰契約(CRE)(注16)

なお、CES等の失業者に対する公的事業は、失業の根本的な解決にはならないという理由から従来より批判もあったが、今回の予算では強化されている。しかし、CES対象者としてこれまで主に若年失業者が中心であったが、今後は、長期失業者、年齢の高い失業者、RMI(注17)取得者、障害者等にも重点が置かれることとなる。

(注11)

フランスでは、失業保険事業は労使が運営しており、運営上の事項は労使協定によって決定される。保険料の徴収、給付の支払い等の事務は全国商工業雇用協会連合会(UNEDIC)及びその地方組織である地域別の商工業雇用協会(ASSENDIC)が行っている。

(注12)

フランスの職業安定所は、三者構成の全国運営委員会によって運営されており労働・雇用・職業訓練省の監督下の公的機関ではあるが行政直轄機関ではない。

(注13)

教育機関(見習い訓練生養成センター)における理論教育と企業における実地訓練を組み合わせた制度で義務教育修了者を対象としている。

(注14)

仕事をしながら公認資格の取得のための訓練が受けられる雇用契約で無資格、無技能の若年者を対象としている。

(注15)

地方公共団体等が若年失業者、長期失業者等に対し3ヵ月から1年の契約で公共サービス、公共事業等でパートタイム労働(週20時間程度)の場を提供する制度

(注16)

就職困難者を少なくとも6ヵ月間雇い入れる事業主に対し、国が賃金の一部、社会保障費の企業負担分及び補助金を支給する制度

(注17)

長期失業者、若年失業者、離婚女性等を対象に、国が最低収入を保障するとともに、社会・職業復帰を促進するプログラムを提供する制度

ウ 雇用五カ年法

93年11月19日にバラデュール政権の雇用対策の柱となる「雇用五カ年法」が成立した。既存の雇用関係法の諸対策の修正を中心とした内容で、1)ワークシェアリングをはじめとする労働時間面からの対策、2)社会保障費に係る企業負担の軽減等による雇用機会の創出対策、3)就職困難者及び若年者の就職促進対策、4)職業訓練対策等が盛り込まれている(表1-1-26)。

表1-1-26 フランスの雇用五カ年法の概要

表1-1-26 フランスの雇用五カ年法の概要

	事業の趣旨	事業の名称	事業の内容
1 労働 時間 面 から の 対 策	労働時間短縮、柔軟化	①労働時間短縮のための実験的措置(ワークシェアリング) ②団体協約による労働時間の年単位での設定 ③個別労働契約による労働時間の年単位での設定	・労使が合意の上で、従業員総数の10%相当の新規採用を条件に労働時間の15%以上の短縮を行うことを奨励する。なお、労働時間短縮は賃金の減額をとらなければならない。実施した企業に対しては、労働者の社会保障企業負担分を3年間、国が一部補助する。ただし、この従業員水準を措置適用期間中つまり3年間は維持しなければならない。 ・労使の合意による所定労働時間の年単位の設定を促進する。なお、それによって結果的に労働時間短縮が達成されなければならない。 ・雇用主と被雇用者の間での合意に基づき、労働時間の年単位での設定を決定できる。この場合、必ずしも労働時間が短縮されなくてもよい。
	パートタイム労働の促進	①パートタイム労働者の労働時間の年単位での設定 ②パートタイム労働者の老齢年金保険料の査定額の維持 ③パートタイム移行援助契約	・パートタイム労働者は、月間あるいは年間の労働時間が正規の労働時間の5分の1以上短い労働者とされる。パートタイム労働者の労働時間について、雇用者が年単位で管理することを認め、繁忙期に労働時間を集中させ、年間平均で前述の定義を満たすような労働パターンをとれるようにする。 ・フルタイムからパートタイムに移行した労働者の老齢年金保険料の査定額は、フルタイムでの給与水準に維持できる。この場合雇用主が保険料の一部を負担できる。 ・企業が国とパートタイム移行援助契約を結び、国に対し一定期間一定額の支払いを行えば、当該企業の労働者が経済的解雇を避けるためフルタイム雇用からパートタイム雇用に移行した場合に、対象労働者に従前給与の9割までを補償する手当を支給する。
	中・長期的な労働時間削減対象者への賃金補償	①部分的失業者への賃金補償の拡大	・一時的な事業所閉鎖・操業短縮による部分的失業者への賃金補償を強化する。手当支給期間、対象時間数(上限)を12カ月、500時間から18カ月、1200時間に拡大する。
	その他の労働時間関連対策	①超過勤務手当に代わる代休制度の改正 ②日曜営業の特例の拡大	・規模10名以上の企業について週労働時間が43時間(法定労働時間は週39時間)を超えた場合の超過勤務手当の代わりに代休を付与できる率の引上げ(20%→50%)等。 ・日曜営業を販売業、観光業等についても特例として認める。

	事業の趣旨	事業の名称	事業の内容
2 雇 用 創 出 対 策	企業の労働コスト軽減	①家族手当の企業負担分の減免 ②パートタイム雇用をした企業への社会保障企業負担分の減額	・賃金がSMIC（最低賃金）の1.1倍以下の労働者については家族手当の企業負担分免除、1.1～1.2倍の労働者については現行の半額とする。措置対象者を5年以内に賃金労働者の50～60%に拡大する。 ・新規にパートタイム雇用をした企業及びフルタイム雇用を複数のパートタイム雇用に変えた企業の社会保障負担分の50%を減額する。
	企業設立等の援助	①失業者の企業設立等の援助 ②支店等の設立の援助	・対象となる失業者の拡大、社会保障負担金免除期間の延長（6カ月→1年）。援助額は一律32,000F（約60万円） ・新たに支店等を設立しかつ支店等に低利に貸付けを行っている企業に対し特別準備金を支払う措置で対象となる支店等の拡大、準備金の上限75,000F→150,000F（約300万）
	家事サービス提供者の雇用創出及び雇用環境の保障	①勤務小切手制度	・個人が雇用する家事サービス提供者（家政婦、ベビーシッター、老人介護等）への給与支払いを特定機関の発行する勤務小切手によって行う。勤務小切手による支払いは、雇用主の義務である労働契約書の作成、社会保障雇用主負担の支払い等にとって代わるものである。
3 就 職 促 進 対 策	就職困難者の職場確保	①雇用復帰契約（CRE）の改正 ②連携雇用契約（CES）の改正 ③連携雇用契約（CES）終了後の援助措置	・高齢失業者、長期失業者等を雇用する企業に対する、社会保障企業負担分援助期間の延長、企業への定額補助金の廃止。 ・若年失業者、高齢失業者、長期失業者等に提供される公共サービス、公共事業等でのパートタイム労働の最長契約期間の延長（1年→2年、特に就職の困難な者は3年）。 ・連携雇用契約（CES）を終了した就職困難者を雇用した雇用主の社会保障企業負担分減額措置の拡大（職業訓練費用の一部を国家が負担）等。
	就職困難者の就職援助活動実施団体等への援助	①就職困難者の促進活動を行う組織への財政援助	・就職が著しく困難な若年失業者、高齢失業者、長期失業者等に対し個別に能力評価、職業訓練計画の策定等の就職援助措置を実施する機関に財政援助を実施する。

	事業の趣旨	事業の名称	事業の内容
4 若 年 者 の 就 職 促 進 対 策	若年者の就職促進	①若年職業訓練の地方分権化 ②若年者利用窓口の統一 ③若年者の職業訓練を受ける権利の保障 ④職業指導教室の設置	<ul style="list-style-type: none"> 若年者の職業訓練について地方自治体にかんがりの権限を委譲する。地方ごとに若年者職業訓練計画を策定する。なお、国は地方の政策の評価を定期的に実施する。 若年者が利用しやすいように、求職登録、情報提供、職業指導、フォローアップ活動をすべて単一窓口で実施する。 学歴水準に関係なく、学校卒業前に若年者が職業教育機関等で職場実習、特別の研修を通して職業訓練を受ける権利を保障する。 14歳以上の若年者で早期に職業資格取得を目指す若年者に対し職業指導教室を開設する。
	実践的職業教育の強化	①職業教育機関における実習科の開設 ②見習い雇用契約の適正実施	<ul style="list-style-type: none"> 公共、私立の職業教育機関、特定の省庁に属する研究・養成機関に実習科の開設を認める。 見習い雇用契約（徒弟制度）で若年者を受け入れる企業は、事前に設備、労働条件について適正かどうか行政監査を受けた上で、見習い雇用契約の受入れ申告を行う。
	高学歴若年労働者への雇用促進措置の拡大	①就職促進契約（CIP）の創設	<ul style="list-style-type: none"> 職業高校卒業程度の若年者を対象に職業訓練機関での職業訓練を受けながら同時に企業で見習い雇用される制度の、一定の条件の下で高学歴者（高校卒業バカロレア（大学入学資格）取得レベル以上）にも適用。
5 職 業 訓 練 対 策	継続職業訓練の促進	①企業内職業訓練の実施 ②教育訓練休暇の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> 産業レベルでの労使交渉により、企業内職業訓練の実施を促進する。労使の合意により労働者は労働時間内に企業による研修を受講することができ、研修受講時間は通常の勤務をみなされ、給与は支払われる。 労働者が、自己啓発等を目的に、教育機関、研修機関での技術教育、職業教育を受けるための教育訓練休暇の取得を促進する。教育訓練休暇取得のための勤続年数条件の緩和（2年→1年）、利用可能教育機関等の範囲の拡大。
6 不 法 労 働 者 対 策	不法就労の取締り強化	企業への刑罰の適用	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の不法入国、就労に関わった企業に罰金、事業所閉鎖等の刑罰を課すとともに、監督を強化する。
7 失 業 者 対 策	失業者の再就職援助措置	再就職後の補償手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 再就職後の手取り給与が失業給付額より低い場合にその差額分の補償手当を支給する。

	事業の趣旨	事業の名称	事業の内容
8 そ の 他	労働問題についての調査、研究	① 2 評議会の設立 ② 労働問題についての報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の2評議会が設立される。 雇用・所得・費用高等評議会：所得と生産費用及び雇用と所得との関係について調査し、雇用を促進するための勧告を行う。その活動については年間報告書に取りまとめ公表する。 就職斡旋機関の指導及び監督評議会：失業保険事業を運営している UNEDIC（全国商工業雇用連合）の会計監査、雇用促進のための活動の調整を行う。 ・雇用5カ年法の実施状況把握のために以下の報告書を作成する。 I. 職業安定所（ANPE）と失業保険事業運営機関（UNEDIC）の合併の条件等を示す報告書（6カ月以内） II. 雇用状況、越境労働者の社会補償実態調査（1年以内） III. 5カ年法の適用に関する全体報告書 IV. 5カ年法の実施に関するテーマ報告書（95年末） <ul style="list-style-type: none"> ○家族手当企業負担分減免措置の影響分析 ○勤務小切手制度の実施状況 ○労働時間の年単位設定及び労使の時短交渉の実施状況 V. IVの報告結果を考慮した法令適用の評価報告書（96年）

エ 追加的景気刺激及び雇用創出策

94年1月30日、首相府で開催された「雇用、経済、健康保険に関する政府セミナー」において、消費刺激を中心とする景気対策とともに若年者雇用促進、新規分野での雇用創出を目的とした雇用対策が発表された。その主な内容は以下のとおりである。

(若年者対策)

- 1) 若年者を新たに雇用する企業に対し付加価値税を一人につき3万フラン還付する。
- 2) 職業安定所、職業団体、商工会議所等と連携し、「若年者の雇用に関する市場調査」を実施するため、新規学卒者1千人を3カ月から1年間の契約で雇用する。

(サービス部門等での雇用創出対策)

- 1) 環境保護関連職種：2年間で3万5,000口の雇用創出をめざす。新規雇用を行った環境保護団体等に国から総額1億フランを支給する。森林、河川、都市空間の環境整備職の雇用創出、職業教育に一定額を出資する地方公共団体に対し総額2億フランの交付金を支給する。

- 2) ビルの管理人：一定規模を超える新築のビルに管理人を置くことを義務化する。
- 3) 保安要員：国鉄及びパリ交通公社の保安要員を700人増員する。

オ 失業保険財政再建のための国の資金援助

深刻な赤字を抱える失業保険財政の再建のため、国による財政援助の制度化、失業保険料率の引上げ等を盛り込んだ失業保険制度に係る協約改正が労使及び国との合意により93年7月23日に成立した。

それによれば、国は今後10年間、毎年10億フランを全国商工業雇用協会連合会(UNEDIC)に援助するとともに、再び赤字が膨れ上がった場合には再度救済を行うこととされている。これまでも、国が一時的に財政援助を行ったことはあったが、今回はそれがより恒常的な措置として制度の中に位置づけられたものといえる。また、今回の協約改正により失業保険料率は8月1日から0.9%引き上げられ、5.7%から、6.6%となった。引上げ分の負担内訳は、雇用者0.55%、被雇用者0.35%である。これらの措置によってUNEDICの収入は、毎年300億フラン増加すると見込まれている。

さらに、失業給付の面では、支出削減のため、支給期間を勤続年数、年齢に応じて、全体に1~3ヵ月短縮するとともに、現在、満額支給期間12ヵ月を過ぎた後は4ヵ月ごとに支給額を17%ずつ減額しているのを満額支給期間9ヵ月後から減額を開始することなどが決定された。これらの措置により、年間46億フランの支出の削減が可能となる。

カ 移民規制強化の動き

フランスでは、70年代以降、失業の深刻化や治安の悪化が問題となるたびに移民問題が大きな論議を呼んできた。人道的な立場から正規の移民の権利に寛容な立場をとる左翼勢力と、移民規制の強化を目指す保守勢力によって移民関連法はこれまでも何度も改正されてきた。そして、近年、やはり失業情勢の悪化、大都市周辺部の治安悪化、犯罪の増加等が大きな問題となるに伴い国民の間で移民排斥の声が高まった。こうした中で、政府は移民規制の強化に踏み切り、93年において以下のような措置を講じた。

(ア) 国籍法の改正

93年5月13日、外国人の流入に歯止めをかけることを目的に、国籍の取得方法等の改正を盛り込んだ国籍法改正案が国民議会で可決された。同法案は、90年6月に上院で可決されて以来、前社会党政権が国民議会での審議を望まず、棚上げ状態となっていた。

改正の内容は、1)これまで、両親が外国人でもフランスで生まれた子供には無条件でフランス国籍を与える「出生地の権利」を認めていたが、これを廃止し、国籍を取得するためには、本人が16~21歳の間に、行政機関等に申請しなければならないこととする。2)これまでも成人後に殺人などにかかわり有罪判決を受けた者は、国籍を剥脱されたが、これを強化し、麻薬犯罪、売春などの犯罪にかかわった者もその対象とする。3)フランス人との偽装結婚による国籍取得を防ぐことを目的に、フランス人と結婚した外国人が国籍を取得できるまでの期間を6ヵ月から2年に延長するというものである。

しかし、その後、国籍法改正法について、フランスの違憲審査機関である憲法評議会が「外国人やフランスで生まれた外国人の子供が禁固刑や国外追放処分を受けた場合には国籍取得を認めない」との規定等について、人権を無視しているとして違憲判断を下した。憲法評議会の決定は絶対的な拘束力があるため、政府はその後、部分的に修正を行った。

(イ) 移民制限法の成立

「移民の制限並びに外国人の入国、受入れ及び滞在の条件に関する法律案」(以下「移民制限法」という。)は6月18日に国民議会で一旦可決された後、法務大臣、社会問題大臣による再修正の要請により、再度審議が行われた末、7月13日に国民会議で可決され、成立した。しかし、その後、憲法評議会により一部の規定について違憲の判定が下された(後記(ウ)参照)。

同法は、「外国人の権利に関する法律の改正」、「真の家族統合の保証」、「入国及び滞在手続きの流用に対する対策」及び「不法移民対策」の4本柱からなっている。その主な内容は、1)偽装結婚の摘発強化のため、フランス人と結婚した外国人に対する滞在許可証の発行について1年間の猶予期間を設ける(改正前は猶予期間はない。)、2)不法滞在の外国人のフランス人との結婚を認めないこととする、3)家族呼び寄せ条件を厳しくし、申請者は最低2年フランスに滞在していることを条件とし、呼寄せは一度に限ることとする、4)不法滞在者には、家族手当、健康保険手当を支給しないこととする、等である。

国民議会での1回目の審議の過程では「外国人と認められた場合は、人種に関係なく身分証明書を確認できる。」という規定を加える修正がなされ、一旦可決された。しかし、この部分について、法務大臣、社会問題大臣が合法的に滞在している外国人の差別にもつながるとして、バラデュール首相に抗議し、再修正を要請した。これに応じた上院の再審議で問題の部分は削除され、その後国民議会で再度可決された。

(ウ) 移民制限法に対する違憲判断と憲法改正議論

93年8月14日、憲法評議会は、7月に成立した「移民制限法」の一部について違憲の判定を下した。

憲法評議会で違憲とされたのは、全51条文のうち8条文であり、主な内容は以下のとおりである。

- 1) 強制退去の決定を受けた外国人は、向こう1年間はフランス領土への入国を禁止する
- 2) フランスに滞在する外国人学生には家族の呼び寄せの権利を認めない。
- 3) 強制退去の決定を受けた外国人で、パスポート等の身元を明らかにする書類を所持していない者に対する行政的身柄拘束の期間の延長を許可する(現行7日間を最長10日に延長)。
- 4) 裁判所が、不法滞在を認めている外国人被告人について、有罪判決の宣告を延期する場合、当該外国人の身柄を、最長3ヵ月間まで施設に拘束できる。
- 5) 偽装結婚防止のため、検察官に外国人の結婚を延期させる権限を与える。
- 6) 他のEC諸国で亡命申請を拒否された外国人については、フランスの亡命申請審査機関への亡命申請はできないこととする。

このうち、6)の亡命申請の受入れ規制について、パスクワ内相は、憲法評議会の判断に従えばEU域内の他の国で亡命を拒否された人の亡命申請を事実上認めることとなり、フランスへの難民が激増すると指摘した。EU域内の人の自由移動を保証するシェンゲン条約(注18)では、第三国からEU域内への亡命希望があった場合、亡命申請・審査は原則として亡命希望者が最初に入国する国で行われると規定されているが、フランス憲法は亡命申請の条件について特に規定していないため、他の国で亡命を拒否されてもフランスで亡命申請ができることとなる。内相は少なくとも憲法をシェンゲン条約に合わせた形で改正すべきとの見解を表明した。政府はその部分について憲法改正が必要かどうかをコンセイユ・デダ(注19)に対し諮問した。コンセイユ・デダは9月23日、「シェンゲン条約に基づき他のEC諸国で既に拒否された亡命申請者をフランスも拒否するためには憲法改正が必要である」との結論を出した。これを受けて11月19日に憲法改正案が成立、続いて26日には移民制限法が亡命申請の受入れ規制以外の部分について必要な修正がなされた上、最終的に成立した。

(注18)

イギリス、デンマーク、アイルランドを除くEU加盟9カ国が、85年6月に調印した、EU域内の人の自由移動の原則を定めた条約。その後、90年6月には、フランス、西ドイツ(当時)、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの地続きの5カ国によって、物理的国境を除去する具体的措置を定めた補足条約が調印された。その中には、1)国境での旅券審査の廃止、2)航空機による移動も原則的に国内線扱いとする、3)麻薬取締り、テロ対策の強化などが盛り込まれた。94年2月1日より発効予定であったが、条約の実施に不可欠な各国の裁判、犯罪者、行方不明者、不法外国人居住者、盗難自動車等の記録をインプットした情報システム(SIS)の開発が完了しなかったため、発効は延期された。なお、発効予定日は現時点では決定していない。

(注19)

政府の行政・立法の諮問機関及び行政裁判所の機能を持つ機関。その見解には法的な拘束力はないが、これを尊重するのが慣例となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

3 西ヨーロッパ

(4) イタリア

ア 政・労・使三者の中央基本協定の締結

イタリアの政・労・使三者は1993年7月3日、年間所得政策、団体交渉及び労働市場の柔軟化について定めた中央基本協定に合意し、同22日署名した。

政労使三者は、91年12月に1946年以来47年にわたって続いてきたスカラ・モビレ制度(賃金・物価スライド制)の廃止を決定して以来、同制度に代わる賃金決定方式及び労使関係の基本を定める協定の締結を検討してきた。

同協定の特徴としては、イタリアの歴史において初めて所得政策が明記され、スカラ・モビレ実施中は物価上昇率を上回る賃金引上げが常態となっていたイタリアの賃金政策から、180度の方向転換を行ったこと及び政府が労働市場の柔軟化を図るため労働行政及び雇用問題に関する法案の策定を誓約していることが挙げられる。

同協定の主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 所得政策

三者は、経済の発展、雇用の増加及び競争力の強化を図るためにはインフレを抑制し、所得の公平な分配をめざす所得政策が不可欠な手段であることを認める。

三者は、所得政策に関連して年2回の会合を持つものとする。まず、年次経済計画の発表に先立つ5～6月にインフレと国内総生産及び雇用に関する共通の目標を策定するための会合を招集する。第2回目は、予算関連法案の提出に先立つ9月に物価と賃金の動向を把握し、合意されたインフレ率の枠内に賃金引上げ率を押さえるために協議する。

(イ) 団体交渉

1) 三者による全国中央基本協定の期限は4年(従来は3年)とし、一般的規則については4年ごとの改定とするが、賃金改定は2年毎に行い、前記(ア)で合意された賃金引上げ率以内にとどめる。

2) 全国中央基本協定に規制される産業別及び地域別並びに企業別協約は、有効期限は4年である

が、企業別賃金上乗せ交渉は、利益を出している企業に限り、生産性の上昇率の範囲内で行われるべきである。特に零細企業においては協調的精神が要請される(零細企業においては、企業レベルの労働協約改定交渉は行われないものと理解されている)。

3) 各産業部門別の労働協約改定交渉が妥結しない場合、妥結するまでの間インフレ率に対応して、最初3ヵ月から6ヵ月についてはインフレ率の30%相当額を、それ以降は50%相当額を賃金に上乗せする調整措置が実施される。

(ウ) 雇用問題

政府は、労使団体に協議の後、労働市場及び雇用問題に関する法案を策定し提出する。その主な内容は、以下のとおりである。

1) 所得保障金庫の適用拡大

企業が一時的に経営危機に陥って操業短縮又は操業停止となった場合に、労働者(雇用契約は継続)に対して一定の割合の所得を保障する制度であるが、余剰人員の発生により雇用関係が解消され、移動リストに登録された労働者にも適用する。

2) 若年雇用及び訓練

見習労働契約は今後とも維持し、以下のように改善する。1)現在対象者は15歳～29歳までとなっているのを32歳に引き上げる、2)訓練契約の内容について期間、訓練内容技能の種類等を多様化する。

3) 労働市場の柔軟化

労働市場における過度の規制を廃止するとともに、1)従来法律により禁止されていた「臨時雇用制度」(一定の条件の下で限定された期間臨時雇用すること)を導入し、2)これを容易にするため民間の人材派遣業を以下の条件を満たす場合に許可する。

- ・ 企業の通常の労働力では使用できない技能の一時的使用であること。
- ・ 企業に適用される産業別協約に規定される特定の状況が存在していること。
- ・ 臨時雇用労働者の労働条件は、労働協約で定められ、月当たり最低賃金と同額以上の賃金が保障されること。また、賃金水準が派遣先企業に雇用される労働者の賃金より高い賃金であること。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

4 アジア・太平洋諸国

(1) 東アジア

ア 韓国

(ア) 雇用政策基本法及び雇用保険法を公布

1993年12月27日、韓国政府は、ここ数年問題化してきている製造業生産職を中心とした労働力不足や産業間における労働力需給の不均衡などに対応して雇用政策基本法及び雇用保険法を公布した。雇用政策基本法は、職業安定と職業訓練を包括する労働市場政策の基本法であり、国家が労働市場の効率性向上と労働力需給の均衡を図るための施策を総合的に推進するための法的基盤としての意味を持っている。したがって、他の雇用関連法により推進される政策についても、その基本的な方向は雇用政策基本法に依拠することとなる。また、雇用保険法は、失業給付の支給及び雇用調整の支援、雇用構造の改善、失業の予防、能力開発等の事業の実施を中心とする雇用保険制度の仕組み、運営について規定した法律である。失業者の事後的救済よりも失業の予防のための政策に重点を置くものとされている。それぞれの概要は以下のとおりである。なお、施行は、雇用政策基本法が94年7月、雇用保険法が95年7月の予定である。

a 雇用政策基本法

(a) 総合的な雇用政策の推進

労働部長官は、中・長期的雇用政策の基本方向を定める雇用政策基本計画を樹立し、これにより雇用関連施策を体系的に推進する。その際、経済・産業・教育政策などとの関連性が確保されるようにし、配慮される。

また、各省庁の雇用に関連する主要施策を審議・調整するために、雇用政策審議会を労働部内に設置する。この審議会は、労働部長官を委員長とし、関係省庁の次官、労使代表、雇用問題専門家を委員として構成される。

(b) 雇用情報の収集・提供

労働部長官は、雇用情報の収集及び提供機能を強化し、これを雇用政策の基礎資料として活用するとともに、求職者、企業、教育・訓練機関等に幅広く提供し、労働市場の自律的な労働力需給調整を促進する。

また、韓国に現存する職業と将来雇用発展が予想される職業を体系的に分析、整理し、標準職業名を付与して職業辞典を制作及び発刊する。

さらに、労働部長官は毎年労働力の需給動向の見通しを作成及び公表し、国際機関などに普及するとともに、労働力の養成と需要誘発のための政策樹立及び事業執行に活用する。

(c) 職業能力開発の支援

すべての国民が生涯を通じて職業能力を開発、向上させられるように支援体系を確立し、学生などに対して職業情報の提供や職業適性検査の実施などの職業指導を実施する。

在職者に対しては、持続的な能力開発機会が確保できるよう、学校から職場まで職業生活全期間にわたる職業能力開発を支援し、急激に進行する技術開発と産業構造調整に適応できる新たな技術・技能の習得を可能にする。

(d) 労働者などの雇用促進及び事業主の労働力確保の支援

求職者に雇用情報を提供するほか、必要な場合には職業訓練等を受けられるように職業訓練機関のあつ旋等を行い、適性と能力に応じて職業を選択できるようにする。

高齢者、障害者、女性などの雇用機会拡大のために職業能力の開発及び向上を支援する。失業者、生活保護対象者、非進学青少年、老齢農漁民等の者にも職業能力開発を通じた就業支援を行い、また、遊休労働力の就業も拡大できるように雇用促進訓練受講を国家が積極支援する。

人力確保が困難な中小企業を支援するために、「中小企業労働力確保支援計画」を樹立し、中小企業の作業環境改善、福祉施設の設置、雇用管理改善などを支援するようにしている。

(e) 雇用調整支援及び雇用安定対策

産業構造調整、国内経済事情の変化などで雇用事情が急激に悪化している業種や地域については、事業主、労働者双方を支援することにより雇用安定を図ることとする。例えば、事業主が雇用調整の不可欠な労働者に対して職種転換に必要な教育や職業訓練を実施し再配置する場合に、訓練費等を支援する。また、失業者が生じた場合には、その失業者に対して雇用促進訓練を集中的に実施する。特に、事業規模調整等により大量雇用変動が発生したときには、これを職業安定機関に申告させるとともに、失業者に対して迅速な職業紹介及び職業訓練を実施する。

b 雇用保険法

(a) 適用範囲

雇用保険制度の適用範囲は、最終的にはまだ決められていないが、従業員数10人以上規模の事業場という方針がほぼ確定しており、自営業者、公務員、教員、日雇い労働者、パートタイム労働者、季節勤労者は適用を除外される。

(b) 費用負担

雇用保険事業は、雇用安定・能力開発事業、失業給与等で構成されるが、雇用安定・能力開発事業費は事業主が全額負担し、失業給与の費用は労使が50%ずつ負担する。具体的な保険料率は、まだ決定されていないが、本法の規定上は月当たり賃金総額を基準に1,000分の15の範囲内で決められることとなっている。なお、政府は保険運営に必要な管理運営費を負担する。

(c) 雇用安定事業及び職業能力開発事業

雇用安定事業として、ア 産業構造調整等で在職労働者の一部を、解雇する必要が生じた場合、解雇せず再配置をするために職業訓練を行い、又は一時的な休職として扱う事業主に対して訓練費及び休職手当の支援資金を支給、イ 特に不況であるとみなされる地域の雇用開発を促進するため雇用を拡大する事業主に支援基金を支給、ウ 高齢者や女性労働者等の就職が比較的困難な者の雇用促進のための奨励金を事業主に支給、などの施策を行う。

能力開発事業では、在職労働者に企業内訓練を実施する企業に対して訓練費用を援助するほか、求職者や退職予定者に再就職に必要な知識や技術を習得させたり、職場適応のための教育訓練を実施する場合にも支援を行う。なお、従来から職業訓練基本法の規定により、鉱業、製造業、建設業等の一定の業種で従業員数150人以上規模の企業は企業内職業訓練の実施が義務づけられていたが、この制度は雇用保険法の施行後も当分の間存続させる。その代わりに、訓練義務の対象企業については、雇用保険法上の職業能力開発事業の保険料の支払いを猶予する。

(d) 失業給付

失業給付の受給は、失業する前に1年以上保険料を納付していたことや再就職する意志と能力を持っていることを条件とする。しかし、正当な理由なく自己都合によって離職した者や本人の重大な過失によって離職した者は受給できない。

失業給与支給期間は在職期間と失職時の年齢によって30日から210日までとなっている。例えば、25歳未満で在職期間が2年であった者は30日、45歳で在職期間が7年の者は150日、50歳以上の者又は障害者で在職期間が10年以上の場合は210日分を受給できる。また、失業者は職業訓練を受けることができ、訓練期間中は失業給付期間が延長され、最長2年程度まで受給できる。

失業給付額は、原則として失業前の賃金額の50%であるが、失業前の賃金額が最低賃金額に達しない場合は、最低賃金を基準に給与を支給する。一方、失業前の賃金額が高かった者についても上限を設け、月当たり失業給与額は100万ウォン未満とすることを予定している。

失業給付受給のための手続きは、まず、失業者は失業した旨を職業安定機関に申告し、受給資格の有無を伝えられる。資格がある者は、その後2週間に1度ずつ職業安定機関に行き、求職活動を行っているにもかかわらず再就職できずにいることを立証し、失業給付を受領する。職業安定機関は必要に応じて職業指導、職業訓練受講指示及び職業紹介を行うが、正当な理由なくこれを拒む場合には、給付支給は停止される。

(イ) 外国人技術研修生の受入れを2万人に増加

政府はいわゆる3D(Danger, Difficult, Dirty)業種の人手不足に対処するため、93年11月24日、94年1年間に産業技術研修生として2万人の外国人労働者を受け入れることを決定した。技術研修生が就業を許可される業種は、鋳物、縫製、皮革、金メッキ、染色、電気、電子業などとされている。また、同年12月15日までに送還予定であった1万3,000人の外国人不法就労者は、技術研修生によって代替されるまで(約6ヵ月と見込まれている。)滞在が認められることとなった。なお、これまでの経緯は以下のとおりである。

韓国では、89年以降建設業や製造業を中心に労働力不足が顕在化し、外国人労働者の受入れの要望が高まってきた。このため、91年に「産業技術研修生制度」が設けられ、92年7月に1万人(1企業に50人まで)

の技術研修生が受け入れられた。しかし、受入れができる企業は、海外に現地法人がある企業や海外と技術提携している企業等に限定されており、また、受入れの目的も海外への技術供与等を促進するということで、単純労働の受入れを認めるものではなかったため、中小企業や3D業種で不法就労者が増加した。そこで、政府は92年6月末から7月10日の間に外国人不法滞在者に自己申告をさせたが、罰金の免除が認められたこともあり、予想以上に多い6万人を超える者が名乗りをあげた。政府は、これらの不法滞在者を強制送還することにしたが、そのうち人手不足が深刻な3D業種の中小企業で働く2万3,000人については93年12月15日にまでに4段階に分けて送還することとしていた。しかし、送還後人手不足が一層激しくなるとの判断から、技術研修生を受け入れることを決定した。

イ 中国

(ア) 国有企業労働者を対象とした失業保険制度の一部改正と今後の適用拡大

1993年5月1日、中央政府は、86年に発布された「国有企業労働者失業保険暫定規則」を一部改め、「国有企業労働者失業保険規則」を施行した。

中国では、「労働契約制」(注20)の導入等労働制度の改革の影響により、92年から解雇者が増加している。86年から91年の3年間に解雇された労働者は合計30万人であったのに対し、92年は1年間に失業給付を受けた国有企業労働者が34万人に上った。また、国有企業は現在その3分の1が赤字の状態であるのに加え、雇用労働者数の15～20%が余剰人員であるといわれており、今後も国有企業での解雇者は増加するものとみられる。

同規則によれば、失業給付の対象となる失業者は、企業の破産、国家の方針による企業の解散、企業の人員削減、労働契約の終了、個別的理由による解雇等により職を失った国有企業の労働者とされる。これらの失業者には、失業救済金(失業給付)が勤続年数5年以上の者は最長2年、1年以上5年未満の者は最長1年支給される。失業給付の額の基準は、各地方政府の民政部門が規定する社会救済金(最低生計費)の120～150%とするが、具体的な額は、地方政府によって決定される。失業救済金は企業が納付する失業保険費を主な財源とする。保険料率は労働者の賃金総額の原則として0.6%である。同基金への支出項目には失業救済金のほか、失業者の転職訓練費、自営による自立援助費用、基金の管理費などがある。基金は、省・自治区(又は必要に応じて直轄市)単位で統括して調整使用することができることとされている。

保険の管理事業の責任は、県レベル以上の地方政府(省・自治区、直轄市)が負い(ただし、全国の管理事業についての責任は、国務院が負う。)、実際の保障業務は地方政府の指導の下に失業保険機構(非営利事業機関)が行う。なお、失業保険事業は、職業紹介、職業訓練及び生産活動による自立などの就業サービス事業との緊密な連携を図り、総合的に処理しなければならないこととされている。

(注20)

従来、中国では、中央政府が労働者を企業に計画的に配分する「固定工制度」の下で、雇用が保障されていた。これに対し、86年10月から正式に制度化された「労働契約制」とは、企業が労働者の採用に当たって「労働契約」を締結する制度であり、労働契約には職務内容、契約期間、労働条件、労働規律等が規定される。このうち、契約期間は企業と労働者が協議した上で決められる。また、賃金、保険福祉待遇(社会保険、生活補助等)は固定工と同等の水準に維持され、労働者としての諸権利も固定工並みに保障される。本制度により、産業構造の変化等に応じた労働力の移動と企業にとっての労働力の安定的確保がともに可能となり、また、企業は生産物市場の状況に応じて労働力の質・量を調整することができるようになる。一方、労働者は、自己の適性、希望に合った就職先を選択することが可能となる。「労働契約制」は、徐々に広がっており、例えば、広東省深■(シヅ)市は、93年末、94年中に全ての企業がこの制度を採用する方針を発表した。93年における都市部の国有企業の契約制労働者は2,330万人となり、全体の21%を占めている。

(イ) 農村の余剰労働力の流動化を含む労働力市場確立の方針

中国の農村部には、4億3,800万人(92年)の就業者が存在しているが、そのうち1億2,000万人程度(あるいはそれ以上)は過剰労働力であるといわれている。政府は郷鎮企業を発展させることなどによってこうした過剰労働力の吸収を図るとともに、農村部から都市部への出稼ぎを認めているが、戸籍の移転を伴う農民の都市への移動については食糧生産確保の観点から原則として禁止している。しかし、近年広東省など沿海地域が急速的な経済発展を遂げる一方、農村部では農業収入の伸び悩みに加え負担金が増大していることによって地域間の収入の格差が拡大し、農村部が都市部への人口移動圧力が高まっているといわれている。こうした中で、93年11月に開催された中国共産党第14期中央委員会第3回総会(14期3中総)において、社会主義市場経済体制の確立に関する重要問題についての方針を述べた「社会主義市場経済体制を確立する上での若干の問題についての中国共産党中央委員会の決定」が採択されたが、その中の「3 市場体系を育成し、発展させる」の項において今後の労働力市場の確立に関する方針が明らかにされた。

それによれば、市場メカニズムによる価格決定及び資源配分を実現する観点から、金融市場など他の市場と併せて労働力市場の育成を進めることとされており、具体的には以下のように述べられている。

労働制度を改革し、労働力市場を逐次形成する。わが国に労働力が豊富にあることは、経済発展の強みであるが、同時に就業の圧力も存在しており、人力資源の開発・利用と合理的配置を労働力市場発展の出発点としなければならない。就業のルートを広く切り開き、都市部の労働力をより多く就業させる。農村の余剰労働力が逐次農業以外の産業に移転し、地区間で秩序立てて流動するように奨励し、導く。多種の就業形式を発展させ、経済手段を運用して就業構成を調整し、雇用部門と勤労者がともに選択し、合理的に流動する就業メカニズムを形成する。

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

4 アジア・太平洋諸国

(2) アセアン諸国

ア シンガポール

(ア) 退職年齢法の成立

シンガポールでは、高齢化の急激な進行や深刻な労働力不足を背景に、1993年4月、退職年齢は60歳以上としなければならないことを規定した退職年齢法が成立した。成立の背景、主な内容は以下のとおりである。

a 成立の背景

退職年齢法が制定された背景として、政府は以下の4点を挙げている。

1) 高齢化社会の進展

高齢化のスピードが極めて早く、現在は8人の労働者が1人の高齢者(60歳以上)を支えているが、これが2010年には4人で1人、2020年には3人で1人になると見込まれている。

2) 平均寿命の伸び

70年に68歳であった平均寿命が、92年には76歳となり、退職後の人生が長くなっているため、労働者がより長く働く権利を守り、退職後の生活資金を充実させる必要がある。

3) 先進国の動向

ノルウェー、デンマークでは既に67歳を最低退職年齢と定めている。アメリカでは使用者が労働者を年齢を理由に解雇してはならないと定められているなど、先行する先進国の動きがある。

4) 企業の対応が遅い

従来、シンガポールでは、定年は伝統的に55歳となっていたが、前述のような状況を背景に、政府は88年以来、企業に対し、定年を60歳に延長するよう呼び掛けてきた。しかし結果として、定年延長を実施したのは、組合のある企業では72%、大部分の組合のない企業では5%にすぎなかった。

b 退職年齢法の主な内容

1)

(a) 退職年齢は60歳を下回ってはならない。退職年齢は、労働大臣の決定により、67歳まで引き上げることができる。

(b) 使用者は、60歳未満の労働者を年齢を理由に解雇してはならない。

これに違反すると5,000ドル以下の罰金又は6ヵ月以下の禁固刑若しくはその両方に処せられる。

2) いかなる契約期間であっても、60歳未満の退職年齢を定めた労働契約又は団体協約は、それが定められた期日と本法施行期日の前後にかかわらず無効である。

3) 60歳未満の定年を規定したり、大臣へ訴えをおこさないことを規定した労働契約又は団体協約は無効である。

4) 60歳未満であって、年齢を理由に不当に解雇されたと考える労働者は、労働大臣に対し解雇後一ヵ月以内に復職を求めて訴えることができる。

訴えによる調査の結果、労働大臣は、使用者に1)労働者を復職させ、不当な解雇の間受け取るべきであった賃金の支払い、2)賃金のほか、状況に応じた補償金の支払いを命令することができる。

なお、労働大臣の決定は最終的なもので、使用者及び労働者はいかなる裁判所へも異議を申し立てることはできない。命令に従わない使用者は、5,000ドル以下の罰金又は一年以下の禁固刑若しくはその両方に処する。

5) 以下の者は、本法の適用を除外される。

(a) 特定のプロジェクト事業により期限付きで雇用される者

(b) 病院の開業医又は歯科医として期限付きで雇用される者

(c) 一定の国立大学等に教官として期限付きで雇用される者

(d) 93年7月以前に締結された、雇用期間が5年以下かつ終了後に更新されない労働契約で雇用される者

(e) 安全上等の理由により、一定の年齢又は一定の年齢幅での退職が適当であると大臣が認める職業の者

(f) シンガポールの永住権を持たず、労働許可又は雇用パスによりシンガポールで雇用される者

- (g) 労働時間が週20時間を超えない者
- (h) 一時的に雇用される学生
- (i) 徒弟見習いの者
- (j) 2年を超えない又は大臣が認める期間の試用期間中の労働者
- (k) 93年7月1日に退職し、同じ又は別の使用者に55歳以上の年齢で雇用される者
- (l) 93年7月1日以前に60歳以下の年齢で退職し、手当を得た者
- (m) 警察又は民間防衛の業務に従事する公務員
- (n) 警察庁のメンバーで法律によって指名された者
- (o) 法律に規定された予備警察のメンバー
- (p) 法律に基づき商工業保安公団の職員に指名された者
- (q) 徴兵により軍に属する者
- (r) 93年7月1日以降指名された年金受給の可能な公務員

なお、定年延長による企業の人件費の上昇を抑えるため、55歳から60歳までの中央積立基金(CPF)(注21)の雇用主負担分は5%引き下げられた(現行12.5%から7.5%に)。ただし、CPFの引き出し年齢は、55歳のままである。

(注21)

定年退職又は労働不能等による労働市場からの引退に備えた強制積立による老齢保障制度。ただし、加入者が積立てた個人基金を住宅購入や各種投資のために、事前に一定部分利用することは可能。

(イ) 職業訓練対策

○「OJT2000計画」

93年10月4日、政府は「OJT2000計画」という職業訓練計画を発表した。モデル企業の訓練プログラムを産業レベルに拡大すること、訓練指導員の養成等が盛り込まれている。同計画による訓練対象者は、今

世紀末までに10万人を目標としている。

「OJT2000計画」は以下の三つの柱からなる。

- 1) OJTのモデル企業を業種別に20社選定し、その訓練プログラムを産業レベルで95年までに浸透させる。
- 2) OJTプログラムを各企業で発展させるために、訓練指導員を養成する。96年までに、8業種500名の訓練指導員の養成を計画している。これらの訓練指導員は、各企業独自の訓練部門におけるマネージャー、指導者とは独立した存在とする。
- 3) 大企業の、職業訓練施設等を公共の職業訓練、下請け企業、関連企業等の他企業も活用する。

政府は、同計画は、特に100人以下規模の零細企業に大きな効果をもたらすとしている。これらの零細企業は、これまで政府が推進してきた職業訓練コースにも、約1,200企業のうち20%程度しか参加しておらず、さらに、零細企業で働いている労働者の6割が中等教育を終了していない。技術者も半熟練工程度であり、企業内でOJTを発展、指導する能力が不足していた。

(ウ) 外国人労働者対策

○海事関連業種の外国人労働者雇用賦課金制度の改正

シンガポールでは、外国人労働者を雇用する事業主に対して雇用登録税(レビー)を課すレビー制度が実施されている。政府は、93年1月から海事関連業種のうち9業種(クレーン操作、足場組立、艀装等)について技能労働者と非技能労働者とでレビー額を変える2段階レビー制を取り入れることとした。海事関連業種では従来から、12業種(製鋼、電気装備、アーク溶接等)について2段階レビー制が実施されており、レビーの額は一定の資格を有する技能労働者は月額250シンガポール・ドル、非技能労働者は月額350シンガポール・ドルとなっていた。対象12業種以外は一律350シンガポール・ドルのレビーが課せられており、新たに対象となる9業種の技能労働者についてはレビーが減額されることとなる。

イ タイ

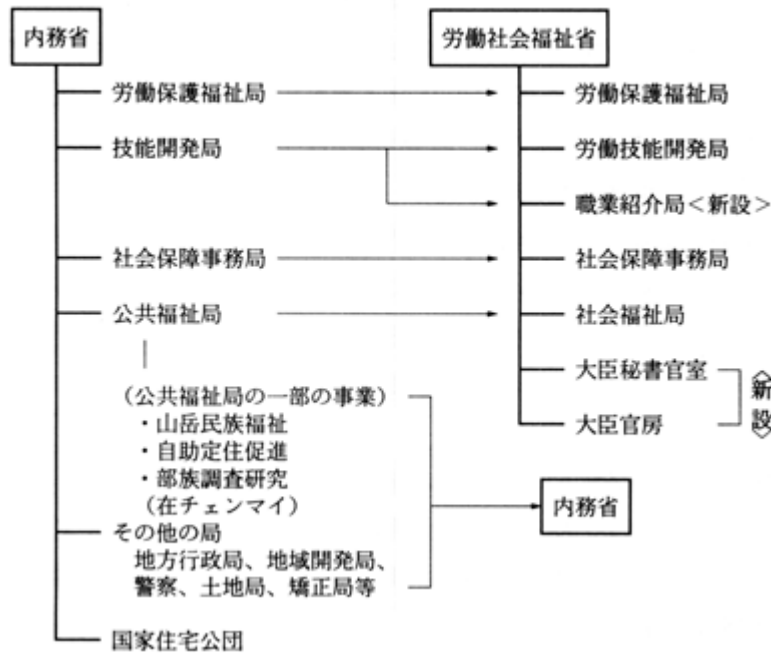
(ア) 労働社会福祉省の発足

92年末に、労働行政の民主化と労働行政機能の拡充を図ること等を目的として議会に提出された労働社会福祉省設置関連法案が、上院、下院の審議を終え、93年6月2日成立した。そして、9月23日、同法の発効に伴い労働社会福祉省が誕生した。9月24日、初代労働社会福祉大臣には、現内務大臣チャワリット氏(新希望党党首)が内務大臣と兼務で就任することになったが、その後、94年1月10日、チャワリット氏が代わり、新労働社会福祉大臣に同省副大臣であったパイトゥーン氏が就任した。

成立した法案は、労働社会福祉省設置関連の3法案のうち2法案で、国家住宅公団を内務省から移管して移民労働者の住宅対策等に対応することを目的とした法案は否決された。

労働社会福祉省の組織は、大臣秘書官室、大臣官房、社会保障事務局(社会保険事業等を所掌)、社会福祉局(各種社会救済事業等を所掌)、職業紹介局(職業紹介事業等を所掌)、労働技能開発局(職業訓練事業等を所掌)、労働福祉保護局(労使関係、労働基準、婦人年少労働対策を所掌)の7部門からなる(図1-1-7)。このうち大臣秘書官室、大臣官房、職業紹介局が新たに設置された部門で、その他の部門は、内務省から移管されたものである。なお、社会福祉局は、内務省の公共福祉局を移管したものであるが、事業の一部は内務省に残されることとなった(注22)。

図1-1-7 タイの労働社会福祉省設置に係る組織改編



(注22)

公共福祉局の地域サービス、社会福祉援護、子女福祉、リハビリテーション等が労働社会福祉省に移管され、山岳民族福祉、自助定住促進、部族調査研究の各事業が内務省に残された。

ウ インドネシア

(ア) 第6次五カ年計画(94~99年)における主な雇用政策

94年4月から実施される予定の第6次五カ年計画の中には、雇用政策の課題として以下の七つが盛り込まれている。

1) 国家人的資源計画の策定

労働市場情報等を利用しつつ、部門、学歴、経験、職種ごとに人的資源を有効に活用するための計画を策定する。その計画では、訓練、教育を通じての人的資質の向上、技術力の向上を目指すこととする。また、出生率、死亡率、雇用情勢、人口移動の調整といった人的資源開発と深くかかわる側面での視点も盛り込む。

2) 労働市場情報システムの統合

労働市場の需給状況を考慮した情報等に基づいて、求人と求職を結びつけるシステムを中央及び地方レベルで設立する。システムの中で利用される情報には、技術の種類、レベル、資格等の情報も含まれ、このシステムを利用して個人の訓練計画の策定、職業相談、職業指導を行うことも可能とする。

3) 自営業発展の促進

国内の雇用機会の限界を考慮して専門的労働としての自営業を発展させる。自営業を有力な雇用システムの一つとして位置づけ、発展させるために、大卒者など高学歴者をその担い手とする。既に、バリ州では専門的若年労働者による自営業の発展のプロジェクトを実施している。

4) 徒弟制度の強化

求職者が、専門職あるいは熟練労働者の指導の下で技術を身につけることを目的とした徒弟制度を強化する。徒弟制度は、教育と現場のギャップを埋める効果が期待され、工業化が進行する時期には有効と考えられる。職業訓練機関等関連機関の連携・協力も実施する。

5) 「パンチャシラ」(注23)思想に基づく労使関係、労働者保護

外的要因に過度に影響を受けることなく家族的で平和な職場環境づくりのために、「パンチャシラ」思想に基づく労使関係を構築する。具体的には、

- ・使用者と労働者の相互協力
- ・使用者と労働者に対する労使関係についての教育訓練
- ・使用者と労働者の良い関係を維持するために企業活動状況についての伝達を迅速、円滑に行う
- ・労働条件に関する公正な規定の整備
- ・公正な報酬支払いシステムの確立

(注23)

インドネシアの建国五原則で、パンチャシラとはサンスクリット語で五つの柱という意味。この五原則は、1)神への信仰、2)人道主義、3)民族主義、4)民主主義、5)社会主義である。パンチャシラはスカルノが日本軍政下の1945年6月に提唱したもの。独立運動に現われた様々な潮流、党派、特にイスラム国家建設論者と反対派の対立を回避し、大同団結を図ることを目的とした。

6) 海外就労についての方針の決定

海外就労について求人、訓練、人員配置、保護に関して必要な規制緩和を実施し、海外就労が適正に行われるようにする。将来的には、国内の専門・技術労働者の海外就労は発展させるが、未熟練労働者の海外就労についてはだんだんと減らす方向とする。なお、政府は第6次計画終了時までには、未熟練労働者の海外就労は認めない方針を実行に移すことを決定している。

7) 人的資源組織の発展

第6次計画を適正に実施するために、労働需要の発展に沿う形で人的資源組織、人的資源管理を効率的、有効に発展させる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1992～93年の海外労働情勢

第1章 経済及び雇用・失業の同行と対策

第2節 雇用失業対策

5 その他の国

○ チェッコ及びスロヴァキア

両共和国の拠出する財源によって、以下のような雇用対策が実施されている(94年1月時点)。

1) 失業者への補助金支給

政府は、失業者に新たな就業機会を与えるため、雇用政策の一つとして、一つの職業につき最高5万コルナ(障害者については8万コルナ)(注24)まで補助金を支給するという制度を設けている。これにより92年度は、約8万の新たな就業機会を与えることが可能となった。

(注24)

1コルナ=約4円(93年11月)

2) 失業給付

求職登録前3年間において通算12ヵ月の被雇用期間があることを条件に、求職登録者に対し、失業給付を支給する。支給期間は6ヵ月で、最初の3ヵ月については前職平均月収の60%、後半の3ヵ月は同50%となる。財源は93年から保険制度により賄われており、93年の保険料率は使用者3%、労働者1%、合計4%であった。

3) 公益業務の創出

地方政府が未熟練労働者、長期失業者など就職困難な失業者のために公益業務を創出し、再就職するまでの間、従事させる。公益業務とは、清掃、公共施設等の維持活動、社会的ケア、公共土木事業等である。

4) 再訓練プログラム

失業者等に対して職業教育機関への委託等により職業訓練を実施しており、特別の業務に就くためのものと、一般的な職業能力を高めるためのものの二種類のプログラムがある。

5) 若年者雇用プログラム

新規学卒者のために新たに雇用を創出し、失業者を雇用する事業主に対して補助金を支給する。

6) 障害者の雇用援助

障害者を雇用する保護作業所の生産活動に補助金を支給する制度や、障害者雇用率制度が実施されている。障害者雇用率制度により、チェッコでは、20人以上の労働者を雇用する使用者は、雇用する労働者数の4.5%に相当する数の障害者(0.5%は重度障害者)を雇用しなければならない。スロヴァキアでは、障害者雇用率は4%(0.5%は重度障害者)とされている。

7) 操業時間短縮の導入

業績が一時的に悪化している企業が、解雇を避けるために労働時間の短縮によって雇用を維持する場合に援助(賃金の一部を補助)を行う。

8) 小規模事業の援助

これから事業を始めようとする者に、必要な資本の一部を出資する。新しい企業家の活動を援助していくために、情報のネットワーク化、相談、教育サービスの提供を行う。